
環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの 締結に向けた担保措置（答申案）について 参考資料

2026年2月

中央環境審議会 自然環境部会
南極地域の環境の保護に関する小委員会 事務局
(環境省自然環境局自然環境計画課)

南極条約と環境保護に関する南極条約議定書

【南極条約】（1959年採択、1961年発効）

- 日、米、英、仏、ソ連（当時）等12か国により採択（この12か国を、原署名国という）。2025年1月現在、**締約国数は58**。
- 南極条約は、**南緯60度以南の地域に適用**され、**南極地域の平和的目的の利用**（第1条）、**科学的調査の自由及び国際協力の促進**（第2条、第3条）、**領土権主張の凍結**（第4条）、**南極地域における活動**（探検隊、基地等）の**事前の通告及び査察制度**（第7条）等を掲げる。
- 定期的に**南極条約協議国会議**（ATCM：Antarctic Treaty Consultative Meeting）を開催（第9条）。
※**南極条約協議国**とは、締約国の中でも、南極に基地を設ける等、積極的に科学的調査活動を実施している国（29か国）。

【環境保護に関する南極条約議定書】（1991年採択、1998年発効）

- **南極の環境と生態系を包括的に保護**することを目的とする。
- 南極地域活動の環境に関する原則、**南極条約第7条5の規定に従い事前の通告を必要とする活動を対象とした環境影響評価義務**、**鉱物資源に関する活動の禁止**等を規定するほか、具体的な措置は附属書に規定。
- 6つの附属書が採択されており、附属書VI以外は発効済み。
附属書Ⅰ：環境影響評価、附属書Ⅱ：南極の動物相及び植物相の保存、
附属書Ⅲ：廃棄物の処分及び廃棄物の管理、附属書Ⅳ：海洋汚染の防止、
附属書Ⅴ：南極特別保護地区等の保護及び管理、
附属書Ⅵ：環境上の緊急事態から生じる責任（未発効）
- 我が国は、1997年に寄託を行い、締結。**国内担保法として「南極地域の環境保護に関する法律（南極環境保護法、環境省主管）」を制定**。海域の科学的調査など特定の活動を除き、南極での全ての活動について、計画の主宰者が環境大臣に確認申請書を提出し、確認を受けることを義務付けている。



南極地域の環境の保護に関する法律（南極環境保護法）の概要

- **環境保護に関する南極条約議定書の国内担保法として制定**（1997年公布、1998年施行）
- **目的：南極地域の環境（これに依存し及び関連する生態系、固有の価値を含む）の保護**を図るため、**環境保護に関する南極条約議定書の的確かつ円滑な実施を確保**し、もって、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること

（主な内容）

①南極環境保護のための基本的な配慮事項の制定（第4条）

- ・南極地域で活動を行う者の心構え（動植物に対する配慮、廃棄物処理に対する配慮等）

②南極地域活動に対する環境アセスメント（確認申請制度）の実施（第5条～第12条）

- ・南極地域においては、**環境大臣の確認を受けた南極地域活動以外の活動を実施してはならない。**
※特定活動を除く：海域における水産動植物の採捕、船舶の航行又は飛行機の海域上空飛行、結果を公表する科学的調査
- ・南極地域活動計画の**主宰者は、環境大臣に確認の申請**をすることができる。
- ・**影響が軽微な場合は、環境大臣が南極地域活動計画を確認。**
影響が軽微でないものについては、国際的縦覧手続を経て、影響が著しいものでない場合に確認。

③個別行為の制限（第13条～第20条）

- ・鉱物資源に関する活動の禁止
- ・南極地域の動物相及び植物相の保存（影響を及ぼす行為の禁止・規制、生きている生物の持ち込み禁止等）
- ・廃棄物の適正な処分及び管理
- ・南極特別保護地区及び南極史跡記念物の保護

④その他雑則、罰則（第21条～第33条）

- ・確認義務違反（6ヶ月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）等

日本で手続きされる南極地域活動の現状

- 南極環境保護法に基づき確認申請がなされる南極地域活動は、2024/25年シーズンは1件であり、国の機関が実施する南極地域観測事業によるもの【下記①】。
- 南極環境保護法に基づく確認申請及び届出の手續が不要である、上陸を伴わない活動については、2024/25年シーズに観光船で南極海域を航行するツアーが実施された例がある【下記②】。
- 日本の旅行会社が、他国の事業者が主宰するツアーの参加枠を購入し、日本人向けに販売している例が多い。この場合、日本以外の他の締約国において、当該締約国の法令であって南極環境保護法に相当するものに基づき、許可その他の行政処分を受けた内容であるとして、行為者が環境大臣に届出を提出する（2024/25年シーズン、届出477件）【下記③】。
- 1998年に南極環境保護法が施行されて以降、現在に至るまで、上記の傾向に大きな変化はない。

【①】 日本の主宰者（国の機関） ———— **南極地域観測隊**（南極地域観測統合推進本部による南極地域観測事業）

【②】 日本の主宰者（民間） ———— **観光ツアーを主宰**（2024/25年シーズンでは海域のみを航行する1社のみ）

【③】 **他の締約国の主宰者が、他の締約国の許可等を得て実施するツアーの枠を、日本の旅行会社が購入して、日本人に販売**

南極条約議定書附属書VIの作成経緯

1. 附属書VIの作成経緯とステップ・バイ・ステップアプローチ

- 環境保護に関する南極条約議定書（1991年採択、1998年発効）第16条に責任に関する附属書を作成することが規定。
 - 〔※第16条 責任 締約国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の包括的な保護についてのこの議定書の目的に従い、南極条約地域において実施され、かつ、この議定書の適用を受ける活動から生ずる損害についての責任に関する規則及び手続を作成することを約束する。当該規則及び手続については、（略）一又は二以上の附属書に含める。〕
- 第17回南極条約協議国会議（1992年）以降、専門家会合により附属書VIに関する議論が行われてきた。
- 議論では、①南極の環境損害に関する包括的な責任制度を実現するものとするのか（包括的アプローチ）、②議定書第15条の定める緊急時における対応措置の実効性向上に焦点をおいた責任制度とし、その後徐々に包括的な責任制度の構築に向けて交渉を重ねるのか（ステップ・バイ・ステップアプローチ）で締約国間で意見が対立。
- 第24回南極条約協議国会議（2001年）には、本附属書案について、②のステップ・バイ・ステップアプローチをとることについて大筋合意。以降、交渉がとりまとめに向けて加速。
- 第28回南極条約協議国会議（2005年）で、南極条約議定書附属書VI（環境上の緊急事態から生ずる責任）が採択。

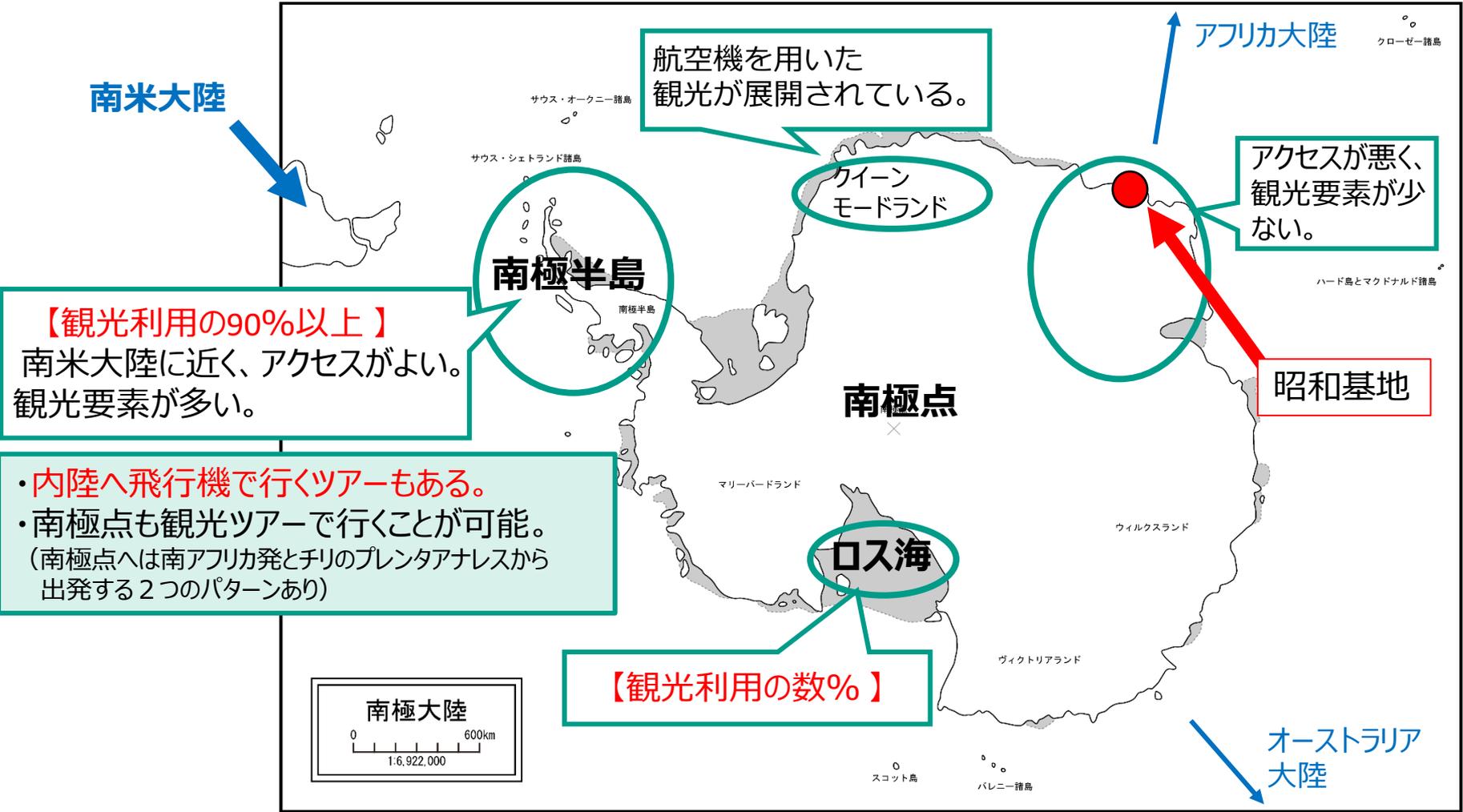
2. 附属書VI交渉当時の南極地域における観光及び非政府活動の状況

- 2000年頃には南極大陸に上陸する観光旅行者数が増加し、年間1万人を超えるようになり[※]、環境に対する影響と、観光及び非政府活動の増加と対処の必要性に関する認識が、南極条約協議国会議内で共有されていた。

※ 2025年は8万人程度
- 2004年3月に「南極地域における観光及び非政府活動に関する専門家会合」が開催され、これらの活動に関するモニタリング、累積的影響の評価、安全確保の必要性などが提言され、第27回南極条約協議国会議（2004年）においては、これに係る措置が採択。

南極地域における観光及び非政府活動の現状（地域）

南極地域における観光のほとんどは、南極半島で行われている。
そのほか、ロス海における観光や、飛行機を活用した内陸へのツアーがある。



南極地域における観光及び非政府活動の現状（我が国主宰者）

日本国内事業者のうち自社でツアーを企画する企業は、2026年2月時点で1社のみである。

【2024/25年に実施された、1社による南極地域のツアーの内容】

- 世界一周ツアーの一部として催行。南極半島近海を航行。
- 船舶は、シンガポールの企業が運行するパナマ船籍の船体を借り上げ。（※船舶所有企業はマーシャル諸島）
- 南極大陸への上陸を伴わないため、日本の南極環境保護法に基づく確認申請の手続なし。

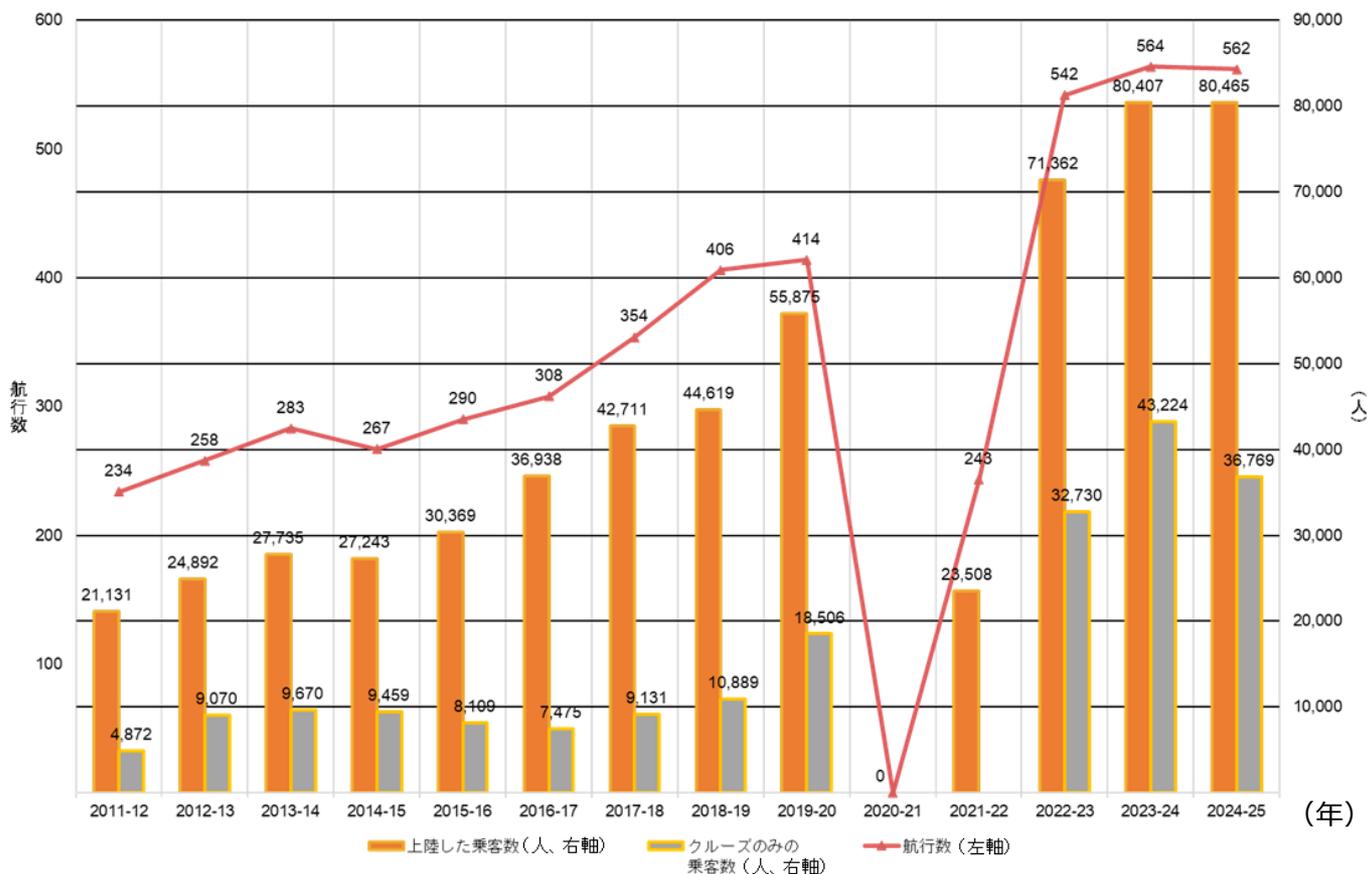
【参考】

- 日本国内事業者が実施した過去のツアーについて
 - ・2009年～2017年
南極クルーズを4件催行（1事業者による、上陸なし、他国船籍の船舶を使用）。
 - ・2015年～2016年
南極クルーズを1件催行（1事業者による、上陸なし、日本船籍の船舶を使用）。
 - ・2017年～2023年
南極クルーズツアーの催行情報なし。
 - ・2024年～2025年
南極クルーズを1件催行（1事業者による、上陸なし、他国船籍の船舶を使用）。

南極地域における観光及び非政府活動の現状（観光客数推移）

南極の観光客数は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響を受けた2020-21年及び2021-22年シーズンを除き、増加傾向にある。航行数も増加している。

南極観光者数、航行数の推移（IAATO資料より）



【参考】

IAATO (The International Association of Antarctica Tour Operators、国際南極旅行業協会)

- ・世界各国から集まった100以上の企業や団体で構成される民間の国際組織。
- ・安全で環境に配慮した民間セクターによる南極観光を提唱、促進、実践。

出典：IAATO, “IAATO Overview of Antarctic Tourism: A Historical Review of Growth, the 2021-22 Season, and Preliminary Estimates for 2022-23” 及び IAATO, “IAATO Overview of Antarctic Vessel Tourism: The 2023-24 Season, and Preliminary Estimates for 2024-25”, IAATO, “IAATO Overview of Antarctic Vessel Tourism: The 2024-25 Season, and Preliminary Estimates for 2025-26”をもとに作成。2020-21については、欠測。

南極地域における観光及び非政府活動の現状（国別主宰者内訳）

IAATO加盟オペレーターの国籍別航行数（2024-25年シーズン）は、583であり、多いのは、米国（312；53.5%）、オーストラリア（47；8.1%）、チリ（43；7.4%）等であった。なお、これらのツアーに参加する日本国籍の旅行者からの届出が477件あった（2024-25年シーズン）。

IAATO加盟オペレーターの国籍別航行数の内訳（2024-25年シーズン）

観光の種類	アルゼンチン	オーストラリア	ベルギー	カナダ	チリ	フランス	ドイツ	オランダ	ニュージージーランド	ノルウェー	ポーランド	スペイン	英国	米国	
①クルーズ船観光のみ（半島地域）														21	21
②航空巡航観光（半島地域）		13			36									73	122
③海上観光（大陸／ロス海）						2	1		2					3	8
④伝統的な海上観光（半島地域）※1	16	29		13	7	35	9	38		17			35	212	411
⑤ヨット観光（半島地域）		5	1			2		2			3	3	2	3	21
合計（船舶数）	16	47	1	13	43	39	10	40	2	17	3	3	37	312	583 ※2

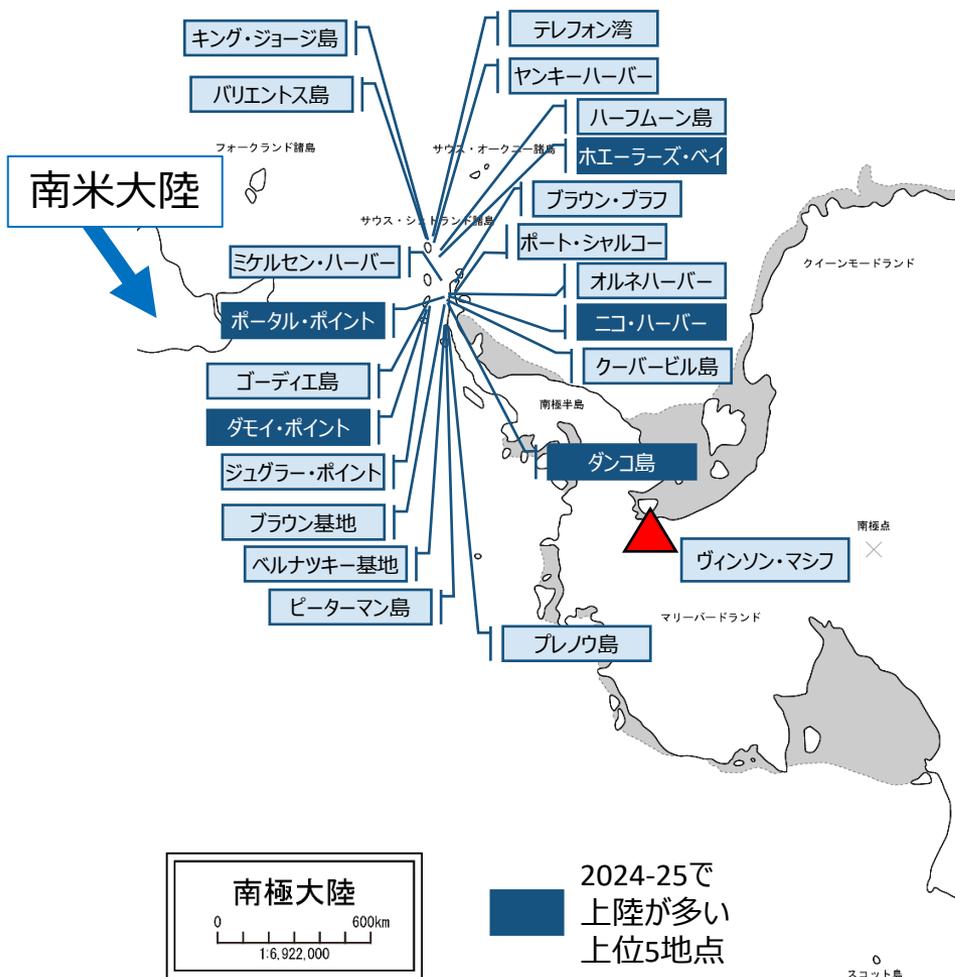
※1・・・「④伝統的な海上観光観光」は、南極半島とその周辺の島々に乗客を小型の観測船で上陸させる観光のこと。

※2・・・前ページの航行数の推移の表中、2024-25年シーズン[562]とは数字が異なる。その要因は不明。

出所：IAATO, "IAATO Overview of Antarctic Vessel Tourism: The 2024-25 Season, and Preliminary Estimates for 2025-26," June 2025をもとに作成。

南極地域における観光及び非政府活動の現状（上陸地点）

IAATO加盟事業者による観光活動による上陸地点は、南極半島沖合の島々（ニコ・ハーバー、ホエーラーズ・ベイ等）が多い。島へは、小型船によりアクセスし、上陸する。



主な上陸地点（2021-22～2024-25年シーズン）

（上陸が多い上位5地点を色付け）

（単位：件数）

上陸地点	2021/22	2022/23	2023/24	2024/25
ゴードイエ島	33	148	20	99
ニコ・ハーバー	94	179	193	220
クーバービル島	126	202	183	107*
ホエーラーズ・ベイ	85	169	183	194
ハーフムーン島	78	130	132	132
ブラウン基地	40	61	65	57
ダンコ島	80	153	145	173
ジュグラ・ポイント	38	76	62	72
ピーターマン島	45	143	148	135
ブラウン・ブラフ	68	83	105	30*
ミケルセン・ハーバー （ダイノー島）	59	128	135	134
ダモイ・ポイント/ ドリアン湾	71	188	157	157
アイチオー諸島- バリエントス島	18	40	45	42
ポータル・ポイント	61	160	175	184
ベルナツキー基地	3	5	22	26
オルネハーバー	49	95	122	101
ヤンキーハーバー	29	84	64	85
プレノウ島	21	52	70	44
テレフォン湾	29	97	82	83
ポート・シャルコー	33	106	127	79
合計	1,060	2,299	2,235	2,017

* 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）予防のため、ブラウン・ブラフは2024年12月12日～2025年2月26日まで、クーバービル島は2024年12月11日～2025年1月22日まで閉鎖

南極地域における観光及び非政府活動の現状（船舶以外の活動内容）

南極の内陸遠隔地（deep field）観光及び航空観光に参加する観光客は南極観光の約1%程度（※注）。これらの観光プログラムと参加者の内訳は以下のとおり。

※注 2024-25シーズン
 ①奥地等観光者数：985人
 ②上陸者数：80,455人
 ③クルーズのみ乗客数：36,769人
 ⇒①÷（②+③）=0.84%

南極の内陸遠隔地観光及び航空観光のプログラム及び参加する観光者数の内訳（2021-22～2024-25年シーズン）
 （単位：件数）

プログラム/年シーズン	2021-22	2022-23	2023-24	2024-25
コウテイペンギンのコロニー訪問	200	215	220	265
遠距離（deep field）体験（キャンプ、スキー、登山、スカイダイビング、サイクリング等）	151	66	67	66
遠距離飛行（例：到達不能極（Pole of inaccessibility）への飛行等）	0	2	0	10
空路での南極点（South pole）訪問	116	173	232	220
南極点スキー探検	6	23	16	17
南極点自動車探検	13	3	3	0
南緯89度線（last degree）探検	33	60	47	41
南極横断（スキー又は車）	13	18	6	7
ヴィンソン・マシフ訪問	175	143	147	135
マラソン	57	124	73	164
キング・ジョージ島日帰り旅行	6	68	44	60
合計	770	895	855	985

南極条約議定書附属書VIの概要

前文

- 南極の環境並びにこれに依存し、及び関連する生態系に対する環境上の緊急事態の影響を防止し、最小にし、及び封じ込めることの重要性を認識

適用範囲（第1条）

- 南極条約第七条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの及び南極条約地域に入る全ての観光船に関連する南極条約地域における環境上の緊急事態。

環境上の緊急事態の範囲の想定（第2条（b））

- 「環境上の緊急事態」とは、この附属書の効力発生後に発生した偶然の事故であって、かつ、南極の環境に対して重大かつ有害な影響を及ぼし又は及ぼす急迫したおそれがあるものをいう。

合理的な防止措置及び緊急時計画の作成等（第3条、第4条）

- 主宰者に「防止措置」及び「緊急時計画の作成」の義務付け。

対応措置（第5条）

- 主宰者に環境上の緊急事態を起こした場合の迅速かつ効果的な「対応措置」の義務付け。

対応措置をとらない南極地域活動の主宰者の責任（第6条、第7条、第8条、第9条）

- 環境上の緊急事態を引き起こしたが、主宰者が対応措置をとらない場合で、かつ、締約国によって対応措置がとられた場合
 - ✓ 主宰者は締約国によってとられた対応措置の費用を当該締約国に支払う責任を負う。
- いずれの締約国も対応措置をとらなかった場合
 - ✓ 主宰者はとられるべきであった対応措置の費用を基金に直接又は締約国を通じて支払う責任を負う。

保険その他の金銭上の保証（第11条）

- 締約国が対応措置とった場合の費用を支払う責任を対象とする適切な保険その他の金銭上の保証（銀行又はこれに類する金融機関の保証等）を維持することを主宰者に義務付ける。

対応措置の実施及び対応措置をとらない南極地域活動の主宰者の責任に関する 附属書VI関係条文と、A・B・C類型（附属書VI第5条・第6条の概要）

「環境上の緊急事態」
の発生

【主宰者】
迅速かつ効果的な
対応措置

第5条1
各締約国は、自国の主宰者に対し、当該主宰者の活動から生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとることを義務付ける。

とられた

とられた

(対応終了)

【主宰者の締約国】
迅速かつ効果的な
対応措置

第5条2
主宰者が迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、当該主宰者の締約国及び他の締約国は、当該対応措置（自らに代わって対応措置をとる権限を特別に与えられた代理人及び主宰者を通じたものを含む。）をとることが奨励される。

とられた

とられた

A類型
主宰者の締約国への
費用支払い責任

第6条1
主宰者は、自己の活動から生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、前条2の規定に従って締約国がとる対応措置の費用を当該締約国に対し、支払う責任を負う。

【他の締約国】
迅速かつ効果的な
対応措置

第5条2
主宰者が迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、当該主宰者の締約国及び他の締約国は、当該対応措置（自らに代わって対応措置をとる権限を特別に与えられた代理人及び主宰者を通じたものを含む。）をとることが奨励される。

とられた

とられた

B類型
主宰者の他の締約国
への費用支払い責任

第6条1
主宰者は、自己の活動から生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、前条2の規定に従って締約国がとる対応措置の費用を当該締約国に対し、支払う責任を負う。

いずれの締約国も対応
措置をとらなかったとき

C類型
とられるべきであった対応
措置の費用支払い責任

第6条2
(a) 国の機関である主宰者は、自ら迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであったがとらなかった場合において、いずれの締約国も対応措置をとらなかったときは、第十二条に規定する基金に対し、とられるべきであった対応措置の費用を支払う責任を負う。
(b) 国の機関でない主宰者（略）は、とられるべきであった対応措置の費用を可能な限り反映した金額を支払う責任を負う。

南極条約議定書附属書VIの締結状況

附属書VIの発効には、採択当時の全ての協議国（28か国）の締結が必要
採択要件に係る28か国の締結状況は次のとおり。

附属書VIを締結した国（2026年2月現在、19カ国）

- ① オーストラリア、② チリ、③ エクアドル、④ フィンランド、⑤ フランス、⑥ ドイツ、⑦ イタリア、⑧ オランダ、⑨ ニュージーランド、⑩ ノルウェー、⑪ ペルー、⑫ ポーランド、⑬ ロシア、⑭ 南アフリカ、⑮ スペイン、⑯ スウェーデン、⑰ ウクライナ、⑱ 英国、⑲ ウルグアイ

附属書VIを未締結の国（2026年2月現在、9カ国）

- ① アルゼンチン、② ベルギー、③ ブラジル、④ ブルガリア、⑤ 中国、⑥ インド、⑦ 日本、⑧ 韓国、⑨ 米国

各国における附属書VI担保内容の概要

	国内法名	ドイツ	米国	英国	オーストラリア	ニュージーランド	ノルウェー
称 附属書VI	Gesetz zur Ausführung der Anlage VI des Umweltschutzprotokolls zum Antarktika-Vertrag II über die Haftung bei umweltgefährdenden Notfällen vom 14. Juni 2005 (Antarktika-Haftungsgesetz – AntArftHG)	Antarctic Science and Conservation Modernization Act (1st session H.R. 5948) (12.11.2021,法案)	Antarctic Act 2013, Chapter 15 ※改正された法律: Antarctic Act 1994	Antarctic Treaty (Environment Protection) Amendment Act 2012 ※改正された法律: Antarctic Treaty (Environment Protection) Act 1980	Antarctic Treaty (Environment Protection) Amendment Act 2012 ※改正された法律: Antarctic Treaty (Environment Protection) Act 1980	Antarctica (Environmental Protection: Liability Annex) Amendment Act 2012 (Public Act 2012 No95) ※改正された法律: Antarctica (Environmental Protection) Act 1994	Regulations relating to protection of the environment and safety in Antarctica (Royal Decree of 26 April 2013)
第1条 第2条 適用範囲	・対象となる事業者: 南極で実施される活動を組織する自然人、法人または組合(§ 2(11)) ・ただし、以下を除く。 a) 上記の自然人、法人、組合の雇用者、受託者、再受託者、代理人、職員である自然人・法人 b) 国家事業者の名において受託者、再受託者として活動する法人・組合(§ 2(11))	・民間事業者、政府事業者、政府事業者の受託者を除く(§ 3(2B)) ・事業者の定義: 南極地域での活動を合衆国において組織する人、主たる事業所・居所が合衆国内に存在する人、並びに合衆国の法人で外国で南極活動を組織する人(§ 3(27)) ・事業者に含まれないもの: 南極活動を組織する人の従業員・受託者・代理人、および政府事業者の代理を務める受託者、遺棄活動のみを組織する人((§ 3(27))(A)(B)(C))	・除がされる人: 被雇用者として従事する個人、軍艦・予備役の員として任務遂行中の場合(9(1)) ・除がされる活動: 利益のための漁業、南極外が直接目的の場合(9(3)) ※英国当局・英国当局の職員等は支払い責任を課されない(2(4)・3(4))	・事業者の定義: 南極活動を組織する・組織を意図するもの(サブセクション3(1)) ・事業者に含まれないもの: 当該活動組織者に代わって行動する積負人、下請け人、被雇用者・積負人・下請け人の個人(サブセクション3(1)) ※費用償還命令の対象は締約国政府を除く。(130CF(1)/130G(1)) ※Antarctic Treaty Act 1980の適用範囲(4): オーストラリアの領域内、及び領域外においては以下に限定する場合 ・オーストラリア国民 ・オーストラリアの探検隊及びその隊員 ・オーストラリアの機関 ・オーストラリアの所有する航空機・船舶・自動車 ・オーストラリアの所有物	・事業者の定義: 南極地方への探検を主催する人(37B) ・事業者に含まれないもの: (a) 国家事業者の代理として行動する契約者・下請契約者(37B) (b) 業務を提供する従業員、契約者、下請契約者、代理人(37B)	・ノルウェー国民、ノルウェーの船舶・航空機、ノルウェーに居住する外国人、ノルウェー国内で組織されたまたはノルウェーから南極へ直接向かい南極活動に参加する又は責任のある外国人 ・適用除外: 他の英訳国で承認された活動を組織する人、遺棄活動を行う船舶、公海上を航行する船舶(§ 2) ・責任ある事業者に含まれないもの: 南極活動を組織する自然人・法人の被雇用者・積負人等、国家事業者の代わりに活動する積負人等(§ 3(c))	
環境上の緊急事態の定義	・環境上有害な緊急事態: 南極の環境に重大かつ有害な影響をもたらす又は差し迫って影響をもたらすおそれのある偶発的出来事(§ 2(8))	・環境上の緊急事態の定義: 附属書VI発効後に発生し、南極の環境に重大かつ有害な影響をもたらす、または差し迫って影響をもたらすおそれのある出来事(§ 3(25))	・環境上の緊急事態とは、南極の環境に重大かつ有害な影響をもたらす、又は、差し迫って影響をもたらす偶発的出来事(13(3))	・環境上の緊急事態の定義: 南極の環境に重大かつ有害な影響をもたらす、又は差し迫って影響をもたらすおそれのある出来事(サブセクション3(1))	・環境上の緊急事態の定義: 南極の環境に重大かつ有害な影響をもたらす、又は差し迫って影響をもたらすおそれのある出来事(サブセクション3(1))	・環境上の緊急事態の定義: 南極の環境に重大な悪影響をもたらす、又はその差し迫ったおそれがある場合(37B)	・急性の汚染: 南極の環境に重大かつ有害な影響をもたらすおそれのある偶発的出来事(§ 3(c))
第2条 用語の定義等	独: Umweltgefährdender Notfall 機械翻訳した場合、environmentally hazardous emergencyと訳	environmental emergency	environmental emergency	environmental emergency	environmental emergency	environmental emergency	語: skutt forurensning 機械翻訳した場合、「acute pollution」(急性の汚染)と訳 参考: Lovdata(ノルウェー法務省とオスロ大学法学部によって設立された民間団体)のWeb上に掲載されている英訳版(ノルウェー気候・環境省訳) Regulations relating to the protection of the environment and safety in Antarctica – Lovdata では、「environmental emergency」と表記
第3条 未然防止措置	・事業者は、遅くとも南極での活動開始までに現状技術による合理的な未然防止措置を講じる。(§ 3(1)) ・未然防止措置の内容は附属書第3条と同様の規定(§ 3(2))	・附属書第3条と同様の規定(§ 4B) ・「未然防止措置」に適用される「合理的」の範囲は、適切で実行可能な場合、比例原則に適合した措置または行動を意味し、客観的な基準および情報の利用可能性に基づき措置を指し、以下が考慮される(§ 3(2B)) ・南極環境へのリスクおよびその自然回復の速度、人間生命と安全へのリスク、技術的・経済的実現(§ 3(2B)(A)(B)(C))	・南極で活動する人は未然防止措置を講じていない(8) ・違反に対しては罰則適用対象。(5(2)/(7)/(9))	・南極で活動する人は未然防止措置を講じていない(8) ・違反に対しては罰則適用対象。(5(2)/(7)/(9))	・南極で活動する人は未然防止措置を講じていない(8) ・違反に対しては罰則適用対象。(5(2)/(7)/(9))	(記載なし)	・責任ある事業者は環境上の緊急事態がもたらす環境被害のリスクを減らすため未然防止措置を取らなくてはならない。(§ 10)
第4条 緊急時計画	附属書第4条1-2と同様の規定(§ 4)	附属書第4条1-2と同様の規定(§ 4C)	・南極で活動する人は緊急時計画を策定しなくてはならない(8) ・違反に対しては罰則適用対象。(5(4)/(8)-(9))	・南極で活動する人は緊急時計画を策定しなくてはならない(8) ・違反に対しては罰則適用対象。(5(4)/(8)-(9))	・南極で活動する人は緊急時計画を策定しなくてはならない(8) ・違反に対しては罰則適用対象。(5(4)/(8)-(9))	(記載なし)	(記載なし)
第5条 対応措置	・事業者の活動または事業者のために当該活動を実施する第3者の活動により、緊急事態が発生した場合、遅滞なく対応措置を講じる。(§ 5) ・事業者は緊急事態、対応措置の経過と結果について連邦環境庁に遅滞なく報告する。(§ 6(1)) ・連邦環境庁は緊急事態と対応措置について南極条約事務局に報告する。(§ 6(2)(9))	附属書第5条1と同様の規定(§ 4D) ・「対応措置」とは、環境上の緊急事態が発生した後に、その環境緊急事態の影響を回避し、軽減し、または抑制するために講じられる合理的な措置を指す。その目的のため、適切な状況下での場合、事業者は情報提供を求めることができる。(8)	・対応措置を取る義務を課す(1(1)) ・緊急事態を認識した事業者は直ちに直ちに通告する。(7) ・大臣は緊急事態を引き起こしていると思われる場合、事業者に情報提供を求めることができる。(8)	・対応措置を取る義務を課す(1(1)) ・緊急事態を認識した事業者は直ちに直ちに通告する。(7) ・大臣は緊急事態を引き起こしていると思われる場合、事業者に情報提供を求めることができる。(8)	・緊急事態が生じた場合は直ちにその旨を大臣または指図を付与された当局者に通知する。(130B) ・迅速かつ効果的な対応措置を取る。(130C) ・大臣は事業者に対し、緊急事態に関する指示を書面によって与えることができる。(130D)	・緊急事態が発生させた・発見した事業者は直ちに通知する。(37C) ・事業者は迅速かつ効果的な対応措置を取る。(37D)	・事業者は効果的な措置を遅滞なく取る。(§ 28) ・緊急事態を発見した人は、直ちにノルウェー極地研究所(Norwegian Polar Institute)に通知する。(§ 26)
対応措置義務違反	・対応措置を取らなかった事業者には、最大5万ユーロの罰金を科す。(§ 17(2)) ・故意に対応措置を取らず、人や動物植物に危害を与えた事業者には、最長5年の禁固刑または罰金刑を科す。(§ 18)	・事業者が措置を取らない場合は罰則が適用される(禁固刑・罰金)(1(1)-(5))	・事業者が措置を取らない場合は、刑事罰及び民事罰が適用される(130C(3)-(4))	・事業者が措置を取らない場合は、刑事罰及び民事罰が適用される(130C(3)-(4))	・事業者が対応措置を取らない場合は、刑事罰及び民事罰が適用される(130C(3)-(4))	・対応措置を取らなかった事業者はいずれも罰則適用対象。(37C/37D)	
第6条 1項 責任: いずれかの締約国が対応措置を取った場合	・事業者は、対応措置を取った締約国に対して、対応措置に対する費用を支払う責任を有する。(§ 9)	・対応措置を取らなかった民間事業者はその費用を締約国に支払う義務がある。(§ 6(A)(a)(i)) ・民間事業者は、潜在的な責任を有する他の民間事業者にも拠出を求め訴訟を提起することができる。(§ 6(A)(a))	・大臣または締約国の申請に基づき、対応措置を取らなかった事業者に対し、裁判所は対応措置を取った締約国に金額を支払うことを命ずることができる。(130F)	・大臣または締約国の申請に基づき、対応措置を取らなかった事業者に対し、裁判所は対応措置を取った締約国に金額を支払うことを命ずることができる。(130F)	・大臣または締約国の申請に基づき、対応措置を取らなかった事業者に対し、裁判所は対応措置を取った締約国に金額を支払うことを命ずることができる。(130F)	・対応措置を取らない事業者は費用を措置を取った締約国に支払う。(37E(2))	・対応措置を取らない事業者は、締約国に費用を支払う。(§ 27)

各国における附属書VI担保内容の概要

国名	ドイツ	米 国	英 国	オーストラリア	ニュージーランド	ノルウェー
<p>国内法名</p> <p>称</p> <p>附属書VI</p>	<p>Gesetz zur Ausführung der Anlage VI des Umweltschutzprotokolls zum Antarktis-Vertrag über die Haftung bei umweltgefährdenden Notfällen vom 14. Juni 2005 (Antarktis-Haftungsgesetz – AntHftG)</p>	<p>Antarctic Science and Conservation Modernization Act (1st session H. R. 5948) (12.11.2021 法案)</p>	<p>Antarctic Act 2013, Chapter 15 ※改正された法律: Antarctic Act 1994</p>	<p>Antarctic Treaty (Environment Protection) Amendment Act 2012 ※改正された法律: Antarctic Treaty (Environment Protection) Act 1980</p>	<p>Antarctica (Environmental Protection: Liability Annex) Amendment Act 2012 (Public Act 2012 No.85) ※改正された法律: Antarctica (Environmental Protection) Act 1994</p>	<p>Regulations relating to protection of the environment and safety in Antarctica (Royal Decree of 26 April 2013)</p>
<p>第6条 2項 (a)</p> <p>責任: いずれの締約国も対応措置をとらなかった場合 国家事業者</p>	<p>・国家事業者は、南極環境責任基金に対し賠償額のを支払う責任を有する。(§ 10(3))</p>	<p>(記載なし)</p>	<p>・大臣は、南極環境責任基金に対し、対応措置に要した回収可能な費用と同等の額を支払う責任がある。(3(2)) ・「回収可能な費用」とは、当該活動を組織する人が合理的、迅速、かつ効果的な対応を地を取った場合を要したであろう費用をいう。(3(5))</p>	<p>(記載なし)</p>	<p>(記載なし)</p>	<p>・対応措置を取らない事業者は、対応措置が取られた場合の費用と同額をノルウェー極地研究所に支払う。(§ 28) ・ノルウェー極地研究所は合理的な費用の評価を行う。(§ 28)</p>
<p>第6条 2項</p> <p>責任: いずれの締約国も対応措置をとらなかった場合 非国家事業者</p>	<p>・非国家事業者は、連邦環境庁に対し賠償額を支払う責任を有する。(§ 10(3))</p>	<p>・理事長は、譲りなくてはならなかった対応措置の費用を査定する。理事長は本サブセクション実施のための規則を公布する権限を与えられる。(§ 6A(1)) ・費用査定のために意見聴取を行う。巨額の支出拒否は認められず、当該出席命令に従わない場合は、処罰の対象となる。(§ 6A(2)) ・費用査定・事実認定等のために沿岸警備隊は無償で協力する。(§ 6A(4)) ・理事長は行政手続きを開始する。(§ 6A(5)) ・費用を査定された事業者が支払わない場合は、理事長はその人が発見される(is found)・居住する・事業を行う地区の合衆国地方裁判所で民事訴訟を提起するよう司法長官に要求できる。(§ 6A(7))</p>	<p>・活動を組織する人が英国当局の場合、大臣は南極環境責任基金に対し、回収可能な費用と同等の額を支払う。(3(2)) ・南極環境責任基金に対し、対応措置に要した回収可能な費用と同等の額を支払う。(3(3)) ・「回収可能な費用」とは、当該活動を組織する人が合理的、迅速、かつ効果的な対応措置を取った場合を要したであろう費用をいう。(3(5)) ・支払うべき金額は、大臣に支払われるべき債務とみなす(3(6)) ・支払い命令を受けた事業者は、南極環境責任基金に直接支払うか、大臣が指定する人に支払う。(3(7))</p>	<p>・対応措置を取らなかった事業者に対し、裁判所は大臣の申請を受け、オーストラリア連邦政府に金額を支払うことを命ずることができる。(130G) ・支払うべき金額は、取られるべきだった対応措置の費用、上限額については規則で別途規定。(130G) ・原告は、締約国またはオーストラリア連邦・金額は民事上の債務として事業者から原告に支払われる。債権は鑑定債務である。(130H)</p>	<p>・事業者は取るべきであった対応措置の費用を支払う。(37F(2)) ・費用の支払い申請は、大臣(締約国NZの代表)または他の締約国の代表者(37F(3)) ・支払う金額は上級裁判所が決定する。(37F(4)) ・支払いは、環境保護基金(Environmental Protection Fund)へ直接、または省へ支払われる。省は環境保護基金に直接支払う。(37F(5))</p>	<p>・対応措置を取らない事業者は、対応措置が取られた場合の費用と同額をノルウェー極地研究所に支払う。(§ 28) ・ノルウェー極地研究所は合理的な費用の評価を行う。(§ 28)</p>
<p>第7条 1項・2項</p> <p>求償裁判: 裁判管轄</p>	<p>・締約国による対応措置の費用(§ 9)及びいかなる締約国も対応を取らなかった場合の費用(§ 10(1))の支払責任を有する非国家事業者に対して、行政訴訟を行うことができる。(§ 14)</p>	<p>・対応措置を講じる場合、当該政府は、第11項に従い、適切な地方裁判所において、当該対応措置の費用を回収するために、当該事業者に対して民事訴訟を提起することができる。第40項の要件に違反したと認定された当該事業者は、当該政府に対して、当該政府が実施した対応措置の費用を支払う義務を負う(§ 6A(a)(2)) ・当該主体は回収した金額をその予算において保持する権限がある。当該主体による支払いに充当できるようにしておく。(§ 6A(n)) ・合衆国地方裁判所が訴訟受理の専属管轄権を有する。(§ 6A(7))</p>	<p>・大臣により求償裁判が行われることがある。(2(5))</p>	<p>・裁判所(130F-130G) ※裁判所・・・連邦裁判所、連邦治安判事裁判所、州又は準州の最高裁判所、州又は準州の地方裁判所、州又は準州の治安判事裁判所(Antarctic Treaty Act 1980, 3)</p>	<p>・大臣または対応措置を取った締約国の代表者は事業者への費用支払い命令を上級裁判所(High Court)に請求することができる。(37E)</p>	<p>・ノルウェー極地研究所は非政府事業者に対し損害賠償請求が可能。(§ 32) ・政府事業者が責任を負う場合、損害賠償請求は国王が定める方法による。(§ 32) ・請求は事業者の登記国または居所を構える国の裁判所で審理される。(§ 32) ・事業者の登記国または居所を構える国が非締約国の場合は、オスロ地方裁判所。(§ 32)</p>
<p>第7条 3項</p> <p>求償裁判: 履行強制メカニズム</p>	<p>(附属書第6条2項の欄を参照) ・いかなる締約国も対応を取らなかった場合の費用(§ 10(1))の求償に関する行政手続きは連邦環境庁が管轄する。(§ 15(1)) ・執行に当たっては、連邦行政執行法が適用される。(§ 15(2))</p>	<p>(附属書第6条2項の欄を参照) ・被告が発見された(is found)場所や事業を行う場所などで訴訟手続き上の命令の迅速が可能。(§ 6A(n))</p>	<p>(附属書第6条2項の欄を参照) ・事業者により賠償金が支払われない場合、裁判所は罰金として支払いを求めることも可能。(1(4)-(5))</p>	<p>(附属書第6条2項の欄を参照) ・原告は、事業者に対する民事訴訟において債務回収命令が下された場合、履行を強制できる。(130H)</p>	<p>(附属書第6条2項の欄を参照) ・いかなる締約国も対応を取らなかった場合、大臣または他の締約国の代表が上級裁判所に費用支払いを命令を請求できる。(37F(3))</p>	<p>(附属書第6条2項の欄を参照)</p>
<p>第11条</p> <p>保険及びその他の財政的担保</p>	<p>・事業者は、遅くとも南極での活動開始までに、保険、銀行または類似の金融機関の保険、その他の財政的担保を確保する。(§ 13(1)) ・事業者は、契約書の写しにより、連邦環境庁に上記の内容を証明する。(§ 13(3)) ・国家事業者は、上記の担保を自己保険により行うことができる。(§ 13(4))</p>	<p>議定書第11条1-2と同様の規定(§ 6A(h))</p>	<p>・保険またはその他の財政的担保を確保しなくてはならない。(6) ・違反は罰則対象。(6(7))</p>	<p>保険または財政的担保の保持が南極での活動許可の取得条件として義務づけられている(13BE(g))</p>	<p>(記載なし)</p>	<p>・事業者は環境上の緊急事態に対する責任に関する規則に従うため、保険やその他の財政的担保を保持しなくてはならない(§ 12) ・賠償額については、ノルウェー極地研究所が決定する。(§ 12)</p>
<p>第12条</p> <p>基金</p>	<p>・国家事業者は、南極環境責任基金に対し賠償額の支払を行う。(§ 10(3)) ・連邦環境庁は、非国家事業者からの賠償金を受領した場合、同額を南極責任基金に支払う。(§ 10(3))</p>	<p>・徴収した金と同等の金額が附属書第12条の基金に移転される。(§ 6A(m))</p>	<p>・活動を組織する人が英国当局の場合、大臣は南極環境責任基金に対し、回収可能な費用と同等の額を支払う。(3(2)) ・支払い命令を受けた事業者は、南極環境責任基金に直接支払うか、大臣が指定する人に支払う。(3(7))</p>	<p>・南極環境責任特別口座(The Antarctic Environmental Liability Special Account)が設定され、附属書VI第12条の基金への支払いを行うものとされる。(130J/130K/130L/130M) ・口座には、費用償還命令に基づく支払額、特定の年から自発的に支払われる金額などが拠出される。(130K) ・口座の目的:(a)附属書第12条に定められた基金への支払い、(b)連邦政府が事業者に代わり対応措置を取る上で被る費用の支払い(130L)</p>	<p>・環境保護基金が附属書第12条の基金に該当する。(37B(b))</p>	<p>・ノルウェー極地研究所に支払われた金額は、南極条約事務局が管理する基金に支払われる。(§ 28)</p>
<p>発効日</p>	<p>連邦官報において定める日(2021年1月1日)</p>	<p>附属書VIの発効時</p>	<p>2013年3月26日制定。行政委任立法に基づいて大臣が指定する日に発効</p>	<p>附属書VIの発効時(パートの許可制度部分は施行法によって発効可能)</p>	<p>2012年12月11日承認(2013年10月4日プリント)、発効日は枢密院勅令にて指定</p>	<p>2013年4月26日公布と同時に発効</p>
<p>コンタクトポイント(環境関連)</p>	<p>連邦環境庁(Bundesumweltamt)</p>	<p>國務省(Department of State)</p>	<p>Foreign and Commonwealth Office</p>	<p>Department of Environment</p>	<p>外務貿易省(Ministry of Foreign Affairs and Trade)</p>	<p>Ministry of Climate and Environment</p>

各国における対応措置をとらない事業者の費用負担制度

事業者の締約国が対応措置をとる場合 (A類型)

	ドイツ	米国	英国	オーストラリア	ニュージーランド	ノルウェー
事業者の支払い責任	連邦環境庁は対応措置義務を負う事業者とは別の事業者に対応措置の実施を契約で委託でき、その費用に対応措置義務を負う事業者に要求する。(§ 8(1)(2)) 事業者は、対応措置を講じた締約国に対して、対応措置に対する費用を支払う責任を有する。(§ 9)	省または他の機関が講じた対応措置の費用を支払う責任を有する(§ 6A(i)(ii))	英国政府に対し、措置に要した費用と同等の額を支払う責任を有する(2(2)) ※対応措置を取らないことに対する刑事罰は別途あり(1(2)・(3))	費用償還命令(裁判所が事業者に対応措置を取る上で負担した費用の支払いを命ずるもの) 民事上の債務として扱われる(13CH) ※事業者が対応措置を取らないことに対する刑事罰及び民事罰は別途あり(13CC(3)・(4))	対応措置に要した費用を支払う義務を負う(37E(2)) ※事業者が対応措置を取らないことに対する刑事罰は別途あり(37D)	対応措置を取った締約国に損害(措置の費用と同等)を支払う(第27節)
求償手続き	(締約国による対応措置の費用(§ 9)の支払責任を有する非国家事業者に対して、行政訴訟を行うことができる。(§ 14))	措置費用の回収のための民事訴訟を提起できる(§ 6A(i)(ii))	大臣によって訴訟が行われることがある(2(5)) 回収されそうにない場合、裁判所は罰金として回収することを考慮する(1(4))	費用償還命令(裁判所が事業者に対応措置を取る上で負担した費用の支払いを命ずるもの)	費用支払い命令を上級裁判所に申請できる(37E(3))	損害賠償請求を行うことができる(第32節)
請求者(原告)	連邦環境庁(§ 10(3))	措置を講じた省庁又はその他機関(§ 6A(i)(ii))	大臣(2(5))	大臣(13CF(4)(a))	大臣(37E(3))	ノルウェー極地研究所(第32節)
被請求者(被告)	非国家事業者(§ 14(14)) ・定義: 国家事業者ではない事業者 (注) 国家事業者とは、ドイツに拠点を有し、公法により組織されるか、または国家により管理される事業者(§ 14(13))	民間事業者(§ 6A(i)) ※事業者… 南極での活動を ・合衆国において組織する人、又は ・外国で活動を組織する人であって、当人の主たる事業所もしくは常居所が合衆国内に存在する場合又は合衆国で法人化されている場合(§ 3(27))	非国家事業者(2(2)) ・活動を組織する人が英国に拠点をもち、又は ・当該活動が英国と関連している場合 ※英国当局・英国当局の請負人等は支払い責任を課されない(2(4))	非国家事業者(13CF(1)) ※Antarctic Treaty Act 1980の適用範囲(4): オーストラリアの領域内、及び領域外においては以下に関連する場合 ・オーストラリア国民 ・オーストラリアの探検隊及びその隊員 ・オーストラリアの機関 ・オーストラリアの所有する航空機・船舶・自動車の乗員 ・オーストラリアの所有物	非国家事業者(ニュージーランドの事業者又は在住の事業者)(37E(1)) ※ニュージーランドの事業者…事業者がニュージーランド在住、又は、ニュージーランドを最終出発地として南極へ向かう、又は、ニュージーランドの船舶もしくは航空機を使用する事業者(37B) ※事業者には国家事業者を含まない。	責任ある非国家事業者(第32節) ※本規則の適用範囲: ・ノルウェー国民、 ・ノルウェー法人、 ・ノルウェー船舶・航空機、 ・ノルウェーに居住する外国人、 ・ノルウェー国内で組織された又はノルウェーから直接南極に向かう南極活動に参加する外国人又はその活動の責任者(第2節)
管轄裁判所	(明文規定なし)	管轄地方裁判所 (当該事業者の存在する・居住する・事業を行う場所の管轄の地方裁判所(§ 6A(n)))	(詳細不明)	裁判所(13CF) ※裁判所…連邦裁判所、連邦治安判事裁判所、州又は準州の最高裁判所、州又は準州の地方裁判所、州又は準州の治安判事裁判所(Antarctic Treaty Act 1980. 3)	上級裁判所(37E(3))	事業者が登記するあるいは、その本社又は居所を構える国家の裁判所(当該国家に対応する法律がない又は当該国家が締約国ではない場合はオースロ地方裁判所)(第32節)

各国における対応措置をとらない事業者の費用負担制度

他の締約国が対応措置をとる場合 (B類型)

	ドイツ	米国	英国	オーストラリア	ニュージーランド	ノルウェー
事業者の支払い責任	事業者は、対応措置を講じた締約国に対して、対応措置に対する費用を支払う責任を有する。(§ 9)	当該政府が講じた対応措置の費用を支払う責任を有する(§ 6A(a))	当該締約国に対し、措置に要した費用と同等の額を支払う責任を有する(2(3)) ※対応措置を取らないことに対する刑事罰は別途あり(1(2)・(3))	費用償還命令(申請に基づき、裁判所が事業者に対応措置を取る上で負担した費用の支払いを命ずるもの)(13CF) 民事上の債務(13CH) ※事業者が対応措置を取らないことに対する刑事罰及び民事罰は別途あり(13CG(3)・(4))	対応措置に要した費用を支払う義務を負う(37E(2)) ※事業者が対応措置を取らないことに対する刑事罰は別途あり(37D)	対応措置を取った締約国に損害(措置の費用と同等)を支払う(第27節)
求償手続き	締約国による対応措置の費用(§ 9)の支払責任を有する非国家事業者に対して、行政訴訟を行うことができる。(§ 14)	措置費用の回収のための民事訴訟を提起することができる(§ 6A(a))	大臣によって訴訟が行われることがある(2(5)) 回収されそうにない場合、裁判所は罰金として回収することを考慮する(1(4))	費用償還命令(申請に基づき、裁判所が事業者に対応措置を取る上で負担した費用の支払いを命ずるもの)(13CF)	上級裁判所において費用の支払いを求める命令を申請できる。(37E)	損害賠償請求(第27節)
請求者(原告)	対応措置を講じた締約国(§ 14)	措置費用を講じた締約国政府(§ 6A(a))	大臣も含む(2(5))	当該締約国(13CF(4)(b))	対応措置を取った締約国を代表する人(37E(3))	ノルウェー極地研究所(第32節)
被請求者(被告)	非国家事業者(§ 14(14)) ・定義: 国家事業者ではない事業者 (注) 国家事業者とは、ドイツに拠点を有し、公法により組織されるか、または国家により管理される事業者(§ 14(13))	民間事業者(§ 6A(i)) ※事業者… 南極での活動を ・合衆国において組織する人、又は ・外国で活動を組織する人であって、当人の主たる事業所もしくは常居所が合衆国内に存在する場合又は合衆国で法人化されている場合(§ 3(27))	非国家事業者(2(2)) ・活動を組織する人が英国に拠点を持つ、又は ・当該活動が英国と関連している場合 ※英国当局・英国当局の請負人等は支払い責任を課されない(2(4))	非国家事業者(13CF(1)) ※Antarctic Treaty Act 1980の適用範囲(4): オーストラリアの領域内、及び領域外においては以下に関連する場合 ・オーストラリア国民 ・オーストラリアの探検隊及びその隊員 ・オーストラリアの機関 ・オーストラリアの所有する航空機・船舶・自動車の乗員 ・オーストラリアの所有物	非国家事業者(ニュージーランドの事業者又は在住の事業者)(37E(1)) ※ニュージーランドの事業者…事業者が ・ニュージーランド在住、 ・ニュージーランドを最終出発地として南極へ向かう、又は、 ・ニュージーランドの船舶もしくは航空機を使用する事業者(37B) ※事業者には国家事業者を含まない。	責任ある非国家事業者(第32節) ※本規則の適用範囲: ・ノルウェー国民、 ・ノルウェー法人、 ・ノルウェー船舶・航空機、 ・ノルウェーに居住する外国人、 ・ノルウェー国内で組織された又はノルウェーから直接南極に向かう南極活動に参加する外国人又はその活動の責任者(第2節)
管轄裁判所	(明文規定なし)	管轄地方裁判所 (当該事業者の存在する・居住する・事業を行う場所の管轄の地方裁判所(§ 6A(n))	(詳細不明)	裁判所(13CF) ※裁判所…連邦裁判所、連邦治安判事裁判所、州又は準州の最高裁判所、州又は準州の地方裁判所、州又は準州の治安判事裁判所(Antarctic Treaty Act 1980, 3)	上級裁判所(37E(3))	事業者が登記するあるいは、その本社又は居所を構える国家の裁判所 (当該国家に対応する法律がない又は当該国家が締約国ではない場合はオースロ地方裁判所)(第32節)
支払先	対応措置を講じた締約国(§ 9)	対応措置を講じた締約国政府(§ 6A(a))	当該締約国(2(2))	当該締約国(13CF(4)(b))	対応措置を取った締約国(37E(2))	対応措置を取った締約国(第27節)

各国における対応措置をとらない事業者の費用負担制度

いずれの締約国も対応措置をとらない場合 (C類型 : 国の主宰者)

	ドイツ	米 国	英 国	オーストラリア	ニュージーランド	ノルウェー
事業者の支払い責任	国家事業者は、南極環境責任基金に対し賠償額を支払う責任を有する。(§ 10 (3))	(法案による明文規定なし)	大臣は、南極環境責任基金に対し、対応措置に要した回収可能な費用と同等の額を支払う責任がある。(3(2)) 「回収可能な費用」: 当該活動を組織する人が合理的、迅速、かつ効果的な対応措置を取った場合要したであろう費用 (3(5))	(改正法による明文規定なし)	(改正法による明文規定なし)	事業者は対応措置が取られていた場合に負うであろう費用と同額の賠償を支払う(第28節)
求償手続き	(明文規定なし) 注)ドイツ政府の法案説明資料によれば、環境保護に関する南極条約議定書第18-20条の国家間手続きが適用される。		(改正法による明文規定なし)			賠償の支払い(第28節)
請求者(原告)	連邦環境庁(§ 15(1))		(改正法による明文規定なし)			ノルウェー極地研究所(第28節)
被請求者(被告)	国家事業者(§ 10(3)) ・国家事業者とは、ドイツに拠点を有し、公法により組織されるか、または国家により管理される事業者(§ 14(13))		(大臣(3(2)))			責任ある事業者(第28節) ※責任ある事業者・・・政府又は非政府を問わず、南極における活動を組織する法人又は自然人
管轄裁判所	(明文規定なし)		(改正法による明文規定なし)			(明文規定なし)
支払先	南極責任基金(§ 10(3))		南極環境責任基金(3(2))			ノルウェー極地研究所に支払われた後、南極条約事務局の管理する基金に支払われる(第28節)
費用の査定	事業者からの意見聴取の後、連邦環境庁が決定する(§ 15(1))		(改正法による明文規定なし)			ノルウェー極地研究所は、 ・環境上の緊急事態の範囲 ・その影響の制限・回避に要する合理的な費用の評価に基づく補償額を決定する(第28節)

各国における対応措置をとらない事業者の費用負担制度

いずれの締約国も対応措置をとらない場合 (C類型 : 国以外の主宰者)

	ドイツ	米国	英国	オーストラリア	ニュージーランド	ノルウェー
事業者の支払い責任	非国家事業者は、連邦環境庁に対し賠償額を支払う責任を有する。(§ 10(3))	(事業者の支払い責任について明示する記述なし)	南極環境責任基金に対し、対応措置に要した回収可能な費用と同等の額を支払う責任がある。(3(3)) 「回収可能な費用」:当該活動を組織する人が合理的、迅速、かつ効果的な対応を地を取った場合要したであろう費用(3(5))	費用償還命令(13CG) 民事上の債務(13CH) 支払額:取られるべきだった対応措置の費用 ※事業者が対応措置を取らないことに対する刑事罰及び民事罰は別途あり(13CC(3)・(4))	取るべきであった対応措置の費用を支払う義務を負う(37F(2)) ※事業者が対応措置を取らないことに対する刑事罰は別途あり(37D)	事業者は対応措置が取られていた場合に負うであろう費用と同額の賠償を支払う(第28節)
求償手続き	・求償に関する行政手続きは連邦環境庁が管轄する。(§ 15(1)) ・執行に当たっては、連邦行政執行法が適用される。(§ 15(2))	・理事長は、譲じなくてはならなかった対応措置の費用を査定する。理事長は本サブセクション実施のための規則を公布する権限が与えられる。(§ 6A(j)(1)) ・費用査定のために意見聴取を行う。証人の出頭拒否は認められず、当該出頭命令に従わない場合は、処罰の対象となる。(§ 6A(j)(2)) ・費用査定・事実認定等のために沿岸警備隊は無償で協力する。(§ 6A(j)(4)) ・理事長は行政手続きを開始する。(§ 6A(j)(5)) ・費用を査定された事業者が支払わない場合は、理事長はその人が発見される(is found)・居住する・事業を行う地区の合衆国地方裁判所で民事訴訟を提起するよう司法長官に要求できる。(§ 6A(j)(7))	大臣に支払われるべき債務として大臣により回収される(3(6)) 裁判所が事業者の支払い責任を認めた場合、大臣は支払いを要求できる。 回収されそうにない場合、裁判所は罰金として回収することを考慮する(1(4))	費用償還命令 (裁判所は大臣の申請を受け、連邦に対し金額を支払うことを命ずることができる。)(13CG)	上級裁判所において費用の支払いを求める命令を申請できる。(37F)	賠償の支払い(第28節)
請求者(原告)	連邦環境庁(§ 15(1))	NSF理事長(§ 6A(j)(1))	大臣(3(6))	大臣(13CG)	・大臣、又は ・他の締約国の代表(37F(3))	ノルウェー極地研究所(第28節)
被請求者(被告)	非国家事業者(§ 14(14)) ・定義:国家事業者ではない事業者 (注)国家事業者とは、ドイツに拠点を有し、公法により組織されるか、または国家により管理される事業者(§ 14(13))	民間事業者(§ 6A(i)) ※事業者… 南極での活動を ・合衆国において組織する人、又は ・外国で活動を組織する人であって、当人の主たる事業所もしくは常居所が合衆国内に存在する場合又は合衆国で法人化されている場合(§ 3(27))	事業者(3(3)) ・活動を組織する人が英国に拠点を有し、又は ・当該活動が英国と関連している場合、それを組織する人 ※英国当局・英国当局の請負人等は支払い責任を課されない(3(4))	非国家事業者(13CG(1)(c)) ※Antarctic Treaty Act 1980の適用範囲(4):オーストラリアの領域内、及び領域外においては以下に関連する場合 ・オーストラリア国民 ・オーストラリアの探検隊及びその隊員 ・オーストラリアの機関 ・オーストラリアの所有する航空機・船舶・自動車の乗員 ・オーストラリアの所有物	非国家事業者(ニュージーランドの事業者又は在住の事業者)(37F(1)) ※ニュージーランドの事業者…事業者が ・ニュージーランド在住、 ・ニュージーランドを最終出発地として南極へ向かう、又は、 ・ニュージーランドの船舶もしくは航空機を使用する事業者(37B) ※事業者には国家事業者を含まない。	責任ある事業者(第28節) ※責任ある事業者…政府又は非政府を問わず、南極における活動を組織する法人又は自然人
管轄裁判所	(明文規定なし)	(民事訴訟に至った場合) 合衆国地方裁判所 ・その人が発見された地区、 ・居住する地区、又は ・事業を行う地区の管轄裁判所(§ 6A(n))	裁判所3(7)	裁判所(13CG) ※裁判所…連邦裁判所、連邦治安判事裁判所、州又は準州の最高裁判所、州又は準州の地方裁判所、州又は準州の治安判事裁判所(Antarctic Treaty Act 1980, 3)	上級裁判所	(明文規定なし)
支払先	・連邦環境庁(§ 10(3)) ・連邦環境庁は、非国家事業者からの賠償金を受領した場合、同額を南極責任基金に支払う。(§ 10(3))	・徴収した金と同等の金額が附属書第12条の基金に移転される(§ 6A(m))。	・南極環境責任基金、又は ・大臣が適切とみなす人(3(6))	オーストラリア連邦(13CG) ・大臣が適宜基金に支払う(13CM)	・環境保護基金への直接的な支払い、又は ・省への支払い 省は受け取った金額を直接環境保護基金へ支払う(37F(5))	ノルウェー極地研究所 ・南極条約事務局の管理する基金(第28節)
費用の査定	事業者からの意見聴取の後、連邦環境庁が決定する(§ 15(1))	理事長が意見聴取の後、査定(§ 6A(j)(2)) 譲じなければならなかった対応措置の費用をできる限り反映する(§ 6A(j)(4))	(改正法による明文規定なし)	(改正法による明文規定なし)	(改正法による明文規定なし)	ノルウェー極地研究所は、 ・環境上の緊急事態の範囲 ・その影響の制限・回避に要する合理的な費用の評価に基づく補償額を決定する(第28節)

環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIを締結する必要性

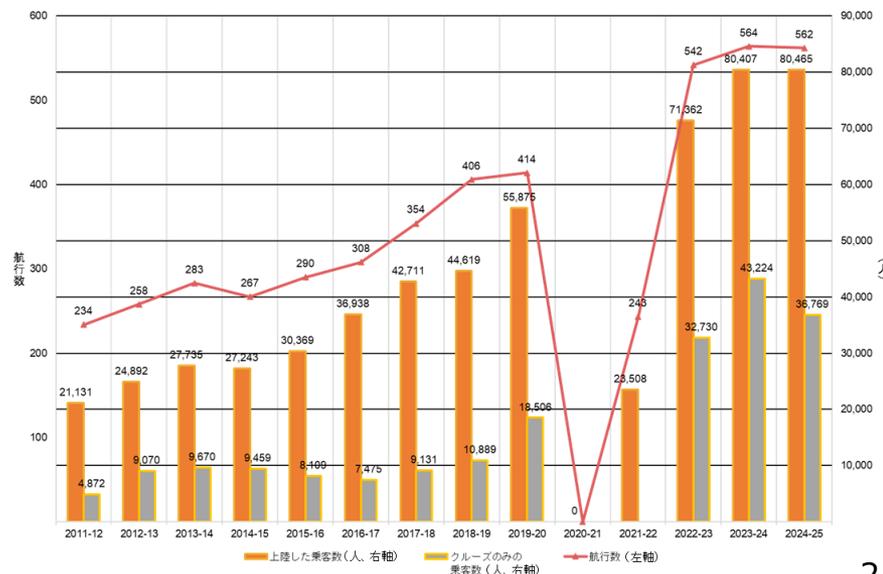
【背景】

- 近年、南極地域における国外事業者の観光が活発化しており、船舶からの油流出事故等による環境汚染が懸念されている。南極はどこの国の領土でもないため、対応措置が迅速に行われたい可能性がある。
- **南極条約議定書附属書VI（環境上の緊急事態から生じる責任）が2005年に採択。**
 [南極条約地域（南緯60度以南の地域）において環境上の緊急事態に対応するため、防止措置や緊急時計画の作成、緊急事態への対応措置、費用の支払い、訴え等について定める。]
- 附属書VIの発効には、採択当時の全ての協議国（28か国）の締結が必要であり、**我が国を含め9か国が未締結**のため未発効。

【締結の必要性】

- 南極地域における観光者数は、コロナ禍により一時的に減少したものの、年々増加傾向にあり、附属書VIが想定する油流出事故等の環境上の緊急事態の懸念は高まっている。
- 日本は、南極の原生的な自然環境の科学的価値を重視する立場であり、日本の南極地域活動による環境上の緊急事態の未然防止、対応措置の実施を確保し、もって南極地域の環境の保護に関する国際協力を推進する必要がある。
- また、2026年の南極条約協議国会議ホスト国の立場から、同年の協議国会議までに締結の見通しを立てる必要がある。
- 以上により、附属書VIの締結に向けた国内担保措置を早期に講じる必要がある。

南極地域における観光の推移（IAATO報告書より作成）



(参考) 南極条約協議国会議 (ATCM : Antarctic Treaty Consultative Meeting)

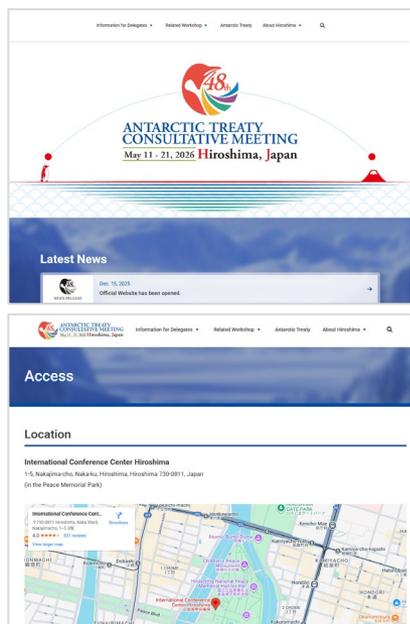
- ◆ ATCMは、南極条約の協議国の代表が、**南極地域の平和的利用、南極地域における科学的研究の促進、生物資源の保護・保存等の南極条約の原則と目的を助長する措置等**を立案し、審議し、及び各協議国政府に勧告するために参集する会議（基本的に年一回開催）。
- ◆ ATCM開催と同時に、環境保護議定書に基づき、**環境保護に関する南極条約委員会 (CEP : Committee for Environmental Protection)** も開催される。CEPは、議定書の規定及び実施に関するATCMへの助言を行うことを目的として開催されるもの。
- ◆ ATCM及びCEPはそれぞれ南極条約事務局により設置されている。ATCM及びCEPの主催については、**協議国がアルファベット順に持ち回ることが慣例**となっているところ、**2026年度には日本が32年ぶりに開催国を務める**。我が国はこれまで第6回（1970年、東京）及び第18回（1994年、京都）会合を開催。
- ◆ 開催地を広島市とすることを2024年4月に3省（外務省・文科省・環境省）で発表。
- ◆ ATCM及びCEPでは、以下が審議、採択される。
 - 措置：南極特別保護地区の指定及び管理計画の策定等。国内担保が必要。
（※すべての協議国が承認することで、すべての締約国に対して効力が発生（南極条約第9条4））
 - 決議：法的拘束力をもたない勧告の性質をもつもの。
 - 決定：南極の環境保護、南極観測に関する技術的な事項、南極条約事務局の運営、組織内部の事項を扱うもの（規則や予算等）。
- ◆ 最近のATCMにおける主な論点としては、**近年活発になっている観光活動への対応や気候変動が南極地域に与える影響等**が挙げられる。



第48回南極条約協議国会議の日本開催 (ATCM : Antarctic Treaty Consultative Meeting)

◆ 第48回南極条約協議国会議

- 日程：2026年5月11日（月）～21日（木）
※環境保護に関する南極条約委員会（CEP） 5月11日（月）～5月15日（金）
※気候変動とモニタリングに関するCEP/SC-CAMLR合同ワークショップ 5月8日（金）～9日（土）
*SC-CAMLR:南極海洋生物資源保存科学委員会
- 場所：広島市（広島国際会議場） ※**32年ぶりに日本で開催**
- 議題：近年活発になっている観光活動への対応や気候変動が南極地域に与える影響等
- 参加者：南極条約協議国（29か国）及び非協議国、関連国際機関等から計400名程度



広島国際会議場

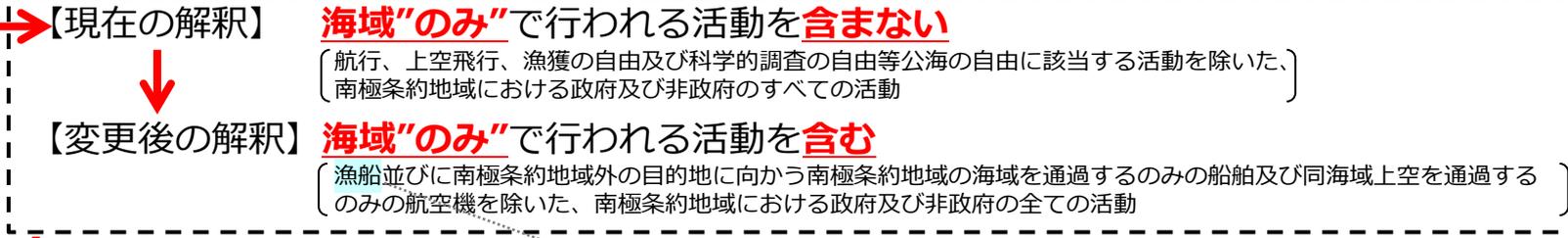


メイン会場（ヒマワリ）

南極条約第7条5の通告対象に関する解釈の変更に伴う、確認対象の変更

環境保護に関する南極条約議定書 附属書VI (環境上の緊急事態から生ずる責任、2005年採択)

適用範囲: **南極条約第7条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの**及び南極条約地域に入る全ての観光船



南極条約第7条5に従い
事前の通告を必要とする
ものと一致

※南極条約地域における漁業の取扱いに変更はなく、従前のとおり、南極海洋生物資源保存条約(CAMLR条約)及び漁業法が適用される。

環境大臣による確認対象【現在】

南極大陸のへの上陸を伴う活動
(一体となっていく海域での活動を含む)



南極地域観測事業



上陸観光、登山など



テレビ取材など

【変更後】(追加)

南極大陸のへの上陸を伴わない活動
(海域"のみ"で行われる活動)

・科学的調査



・船舶の航行又は飛行機の上空飛行
(単なる通過 以外)

観光船
(上陸なし)



特定活動

(法第3条第6号、確認対象以外の活動)

・水産動植物の採捕



・船舶の航行又は飛行機の上空飛行
(単なる通過)



従前のとおり、確認対象

特定活動 → 確認対象へ変更

従前のとおり、特定活動

環境大臣への通報義務を課す南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件の判断

○ 「南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件」 (以下「事件」という。) の通報義務の設定

- ・ 「事件」に該当する場合は、主宰者は環境大臣に通報する義務。
- ・ 「事件」は、発生要因 (人為に起因する場合、自然現象に起因する場合、その両方に起因する場合) を問わない。
- ・ 「事件」に該当するのは次の場合。

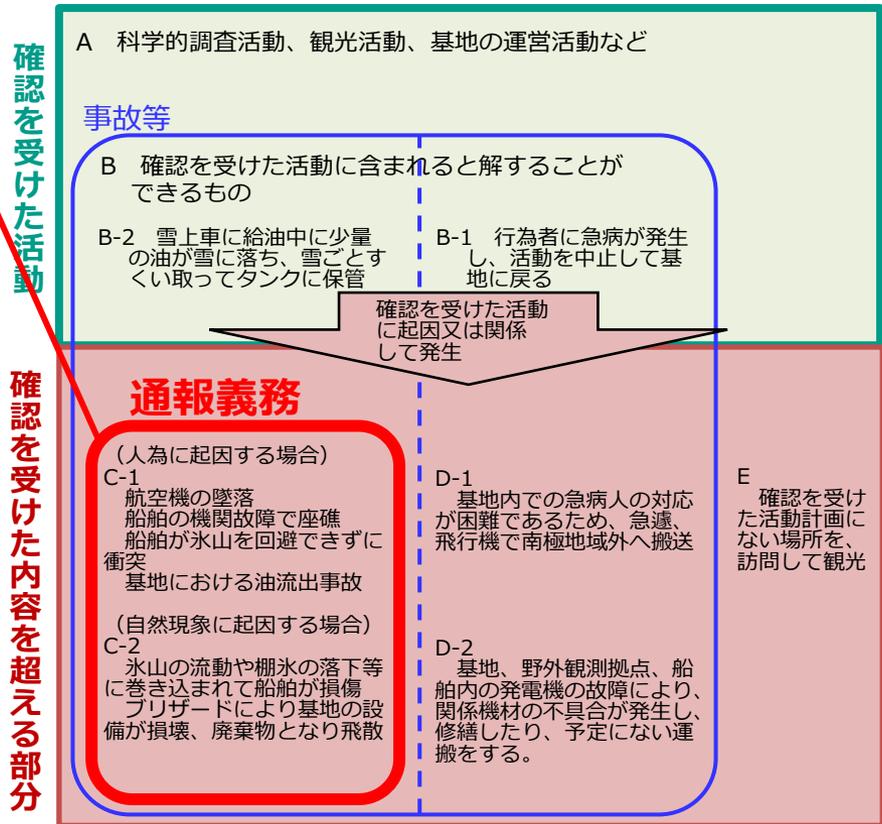
南極環境構成要素に影響を及ぼすものであって、

- ① 法第7条第1項に基づき確認を受けた南極地域活動に含まれると解することができないもの (該当する事例は、C-1。専ら人の生命や身体、施設に対する影響のみにとどまるD-1及びD-2は該当しない)

又は、

- ② 南極環境に対する影響評価がなされていないもの (※南極環境影響：法第3条第8号) (C-2のような例を想定)

南極地域活動 (事例) と通報との関係



南極環境構成要素に影響

生命や身体、施設に対する影響のみ

【補足】

- ・ 上記Dの事例の活動は、法第24条に基づく適用除外となる場合があり、実施状況の報告が必要。
- ・ 上記Eの事例の活動は、南極環境保護法の違反であり、違反処理を行うこととなる。
- ・ なお、確認申請を全くしていない活動により発生した事故等についても、通報義務があることとなる。

「環境上の緊急事態」が発生した現場の状況把握と対応措置実施状況の確認方法

- 海域における通信環境は、近年大幅に改善している。
- インターネット通信環境を利用すれば、環境上の緊急事態の該当性を判断するために必要な情報（テキスト情報に限らず、画像、動画情報も含む）を、南極地域の船舶から環境省に送付することは可能であると考えられる。

変わりつつある海上における通信環境 ～最近の動き～ 国土交通省

2022(R4)年
1月

海洋ブロードバンドサービス



JSAT Marine

ライセンスドメイン

【出典:スカパーJSAT HP】

当時世界最速クラスの通信速度(最大50Mbps)を実現

2023(R5)年
7月



STARLINK

【出典:KDDI HP】

低軌道衛星を用いた高速(最大220Mbps)・低遅延通信を実現

2023(R5)年
10月



WIDESTAR III

ワイドスターⅢ

【出典:NTTドコモ HP】

ワイドスターⅢと比較して、通信速度が向上。さまざまなシーンで利用可能に

参考

陸上通信における受信速度 【出典:NTT HP/NTTドコモ HP】

光回線

最大1Gbps
平均350Mbps

4G

最大1.7Gbps
実効102~258Mbps

5G

最大4.9Gbps
実効170~484Mbps

変わりつつある海上における通信環境 ～非静止衛星を用いた衛星通信の登場～ 国土交通省

これまでの衛星通信

低速であることが当たり前
業務上必要な通信できれば十分

▶

非静止衛星を用いた衛星通信

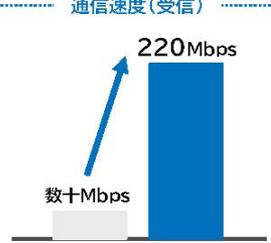
海運、漁業、海洋調査のDX化促進

【出典:KDDI資料】

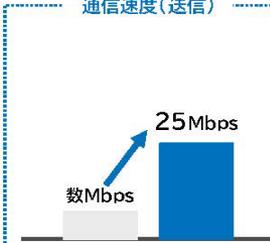
非静止衛星の活用による変化

Starlinkの場合

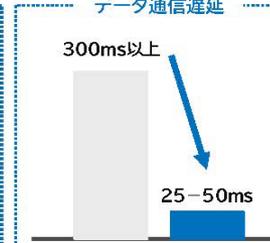
通信速度(受信)



通信速度(送信)



データ通信遅延



船上においてこれまで想定されなかった通信環境の改善が図られることにより、**陸上と遜色ない通信環境に一步近づく**。これにより**新たなサービスの提供への期待大**

出典：国土交通省海事局 令和6年2月28日「海上における通信環境の改善に向けた取組み」
<https://www.tb.mlit.go.jp/kobe/content/000320306.pdf>

※環境上の緊急事態及び対応措置に関する現地の状況の報告等は、原則として主宰者が実施すべきことであるが、案件の内容に応じ、また、必要に応じて（※例えば、南極条約協議国会議において状況を報告することになった場合などを含む）、環境省の職員自身が又は委託等により現場に赴いて現状を確認する場合もある。

「環境上の緊急事態」に該当する場合／しない場合の判断の考え方 (規模と場所に応じた判断の必要性)

- 発生した「南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件」(以下「事件」という。)が「重大かつ有害な影響」を及ぼすかについては、下図のように、内容と発生場所の組み合わせによって異なるものと想定され、個別の判断が必要。
- 例えば、事故の規模に一定のひろがりがあっても、「重大かつ有害な影響」とは判断されない可能性がある。
(例) 油が比較的広域に広まったが、その濃度が薄いため、「重大かつ有害な影響」がないと判断される可能性がある。
- 逆に、規模が事故の規模が小さくても場所によっては「重大かつ有害な影響」と判断されうる可能性がある。
(例) 航空機が小型である場合は、ペンギンの繁殖地(動植物等の生息地)に墜落した場合は「重大かつ有害な影響」と判断されるが、その他の区域(露岩地、氷上等)に墜落した場合は「重大かつ有害な影響」と判断されない可能性がある。
(例) 船舶からの油の流出であっても、小規模な場合は「重大かつ有害な影響」と判断されないが、南極特別保護地区であった場合は「重大かつ有害な影響」と判断される可能性がある。
- 「環境上の緊急事態」に該当する事故を限定列挙した場合、限定列挙に該当しない「事件」が発生した場合、他の締約国と「環境上の緊急事態」に関する認識が異なっていた場合は国際的に問題になることも考えられる。
- このため、個別に判断できるようにする余地は残しておくことが適当。

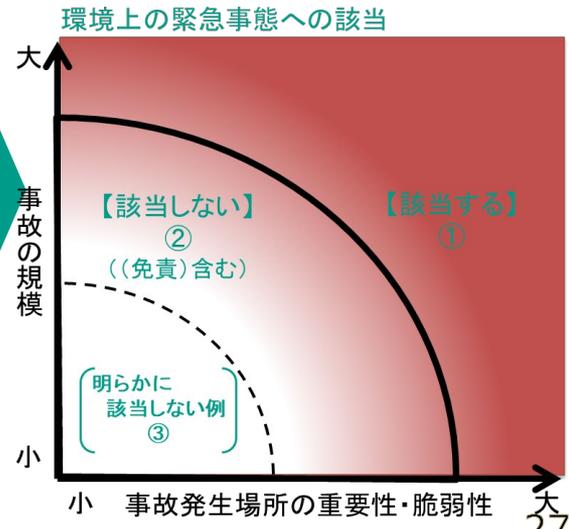
【「事件」の発生様態】

「事件」の内容		
発生源	内容	規模
船舶	油・液体流出等	大～小
	座礁・沈没等	大～小
航空機	墜落等	大～小
基地	油・液体流出等	大～小
陸上車両 (雪上車、 スノーモビル)	油・液体流出等	大～小
その他	動植物の侵入等	広～狭

「事件」の発生場所	
種類	脆弱性・重要性
海域	大 (南極特別保護地区) ~ 小 (その他の区域)
沿岸域 (海域及び陸域)	大 (南極特別保護地区) ~ 小 (その他の区域)
陸上	大 (南極特別保護地区 南極史跡 天然記念物 動植物等の生息地) ~ 小 (その他の区域)



【「事件」の規模、重要性・脆弱性と、「環境上の緊急事態」への該当の関係】



(参考) 海上保安庁では、日本の沿岸部を対象に大規模油流出に対する環境脆弱性指標を設定してHPで公開
<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/ceisnet/esi.htm>

「環境上の緊急事態」の判断の考え方に関するガイドライン（1）

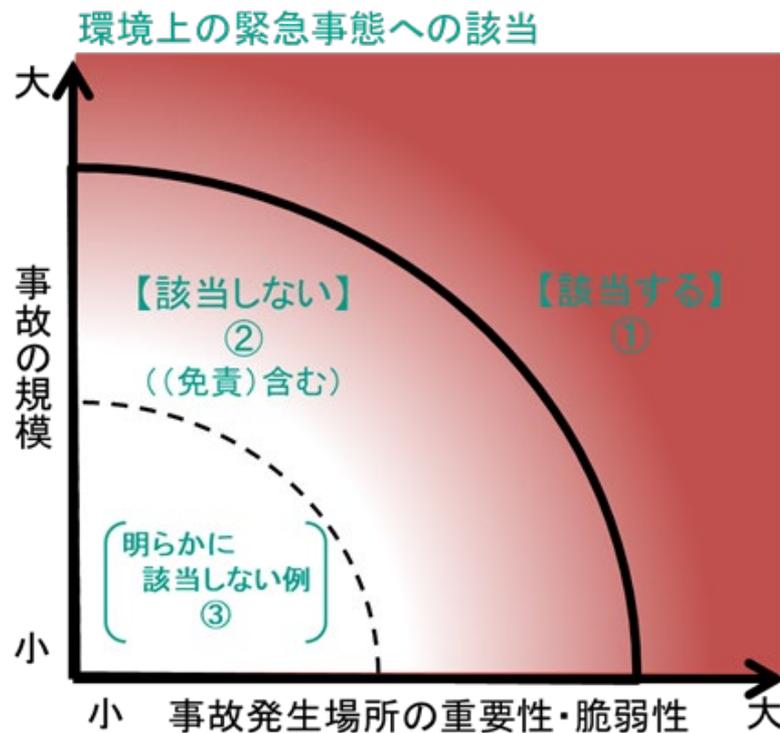
＜環境上の緊急事態の判断に関する基本的な考え方＞（イメージ）

- 「南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件」の発生後に報告を受けた際、環境大臣が当該報告内容に基づき、「環境上の緊急事態」に該当するか、しないかの判断を円滑にするため、ガイドラインを作成し、考え方を整理する。

- 「環境上の緊急事態」については、船舶からの油や有害液体物質の流出等が主に想定されるほか、それ以外に考えられる事態は、例えば、以下等が挙げられる（活動内容によって有するリスクは異なると考えられる。）
 - ・航空機からの油と有害物質の流出
 - ・基地等への燃料輸送中の事故
 - ・非在来種が大量に発生し、在来種に対して重大な影響を及ぼすなどの事態
- しかし、この程度の粒度では、適切な判断に支障をきたすため、ガイドラインを作成する必要がある。

- ガイドラインでは、明らかに【該当する】（右図①）、【該当しない】（右図②）のうち「明らかに該当しない例」（右図③）については、想定できる範囲で、例示する。

- その他、個別判断の方針について、事故の重大性の判断の考え方等を想定される事故種毎に記載する。



「環境上の緊急事態」の判断の考え方に関するガイドライン（2）

<事故種別のガイドライン記載事項>（検討方針、イメージ）

1. 船舶の場合

- 船舶事故事例を分析し、附属書VI発効以降に生じた場合に「環境上の緊急事態」に該当しうるか検討を行い、その結果をガイドライン等に記載する。
- 油・有害液体物質等の流出状況、廃棄物その他の排出状況、事故発生場所の重要性・脆弱性に基づき、判断することとする。

2. 航空機の場合

- 航空機事故事例を分析し、附属書VI発効以降に生じた場合に「環境上の緊急事態」に該当しうるか検討を行い、その結果をガイドライン等に記載する。
- ある地域における航空機の墜落が「環境上の緊急事態」に該当しない場合でも、南極特別保護地区、南極史跡天然記念物、ペンギン等動物の大規模繁殖地等、脆弱性の高い場所に墜落した場合は、同じ規模の航空機でも環境上の緊急事態に該当することがありうることを記載する。

3. 基地の場合

- 基地の運営、基地への燃料補給における油等の流出事例を分析し、附属書VI発効以降に生じた場合に「環境上の緊急事態」に該当しうるか検討を行い、その結果をガイドライン等に記載する。

4. 陸上の乗物の場合

- 雪上車等、陸上車両による移動中事故に発生した事故の事例を分析し、附属書VI発効以降に生じた場合に「環境上の緊急事態」に該当しうるか検討を行い、その結果をガイドライン等に記載する。
- 南極観測実施責任者評議会（COMNAP）において、「COMNAP 燃料油マニュアル」（2008年第1.0版）が策定されており、附属書VIの採択も踏まえ「200リットル以上（略）の油流出事故が発生した場合は、事業者はCOMNAP事務局とCOMNAP油流出報告書を提出する」こととされている。

このことは、南極地域の陸域においては、200リットル未満の油の排出であれば、環境に対する影響は軽微であると考えられていることを意味している。したがって、当該事態については、脆弱性・重要性の高い場所で発生したケースを除き、「環境上の緊急事態」ではないと解釈する。

5. その他の場合

- これまで南極地域で発生した環境に影響がある事故（上記1～4に該当する以外のもの）の事例を分析し、附属書VI発効以降に生じた場合に「環境上の緊急事態」に該当しうるか検討を行い、その結果をガイドライン等に記載する
（※登山、ドローン使用、イベント開催等が想定されるが、基本的に「環境上の緊急事態」は発生しにくいことを記載）。
- この検討に非在来種の大量発生等、生物関係の影響も考慮する。

「環境上の緊急事態」に関する協議国の認識

COMNAP 「An Assessment of Environmental Emergencies Arising from Activities in Antarctica」 ATCM23(1999) / WP016 の概要

- 第22回南極条約協議国会議・決議6に基づき、COMNAPに対して、環境上の緊急事態が生じるリスクのアセスメント（評価）を実施するように求められた。
- COMNAPが、第23回協議国会議で、標記のWPを提出し、説明したところ、特段の疑義はなかったため、「環境上の緊急事態」に対する、協議国の一定の認識を示しているものと考えられる。

【内容】

○1987～97年シーズンにおいて、南極地域で発生したIncident（事故）に関するアンケート調査の結果、

- ・地上輸送・航空輸送に係るIncident、火事から生じる環境への影響はわずか（minimal）だった。
- ・環境への重大な影響を起こしうる可能性が最もあるのは、油漏れ事故である。
- ・しかし、多くの油漏れ事故は観測基地に関連して生じる小規模なもので、野生生物への脅威にはならない。
- ・一方、海域における油漏れ事故は、発生する可能性は小さいが、発生した場合は野生生物に重大なリスクが生じる（陸域や棚氷上に比べ）。
- ・可能性のある環境影響を最小化するためには、（緊急事態の準備や対応措置よりも）油漏れを未然に防止する戦略が重要。

【考察】

- ・上記COMNAPの見解と「環境上の緊急事態」の重大かつ有害な影響という定義とを組み合わせると、1987～97年シーズンにおいて、「環境上の緊急事態」に該当するのは、海域における油漏れの3件である。
- ・図3において、1000リットル（ドラム缶5つ分）以上の事故が20件はあるが、海域における油漏れ以外は、影響は「重大かつ有害」には該当しないということ。

(※注…本WPは、1987～97年の事例分析であり、海域の油事故以外の事故が、環境上の緊急事態に該当しないと判断された訳ではない。)

Figure 1: Type of Reported Incident (n = 117)

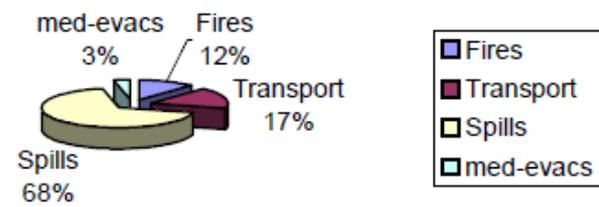


Figure 2: Type of Material Spilled (n = 79)

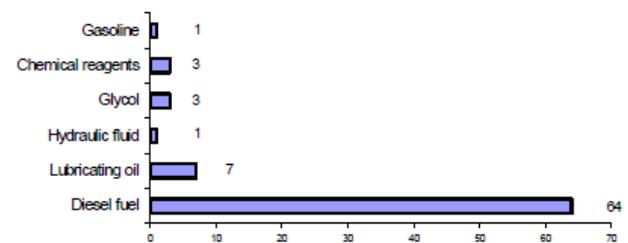


Figure 3: Reported Volume Spilled (n = 79)

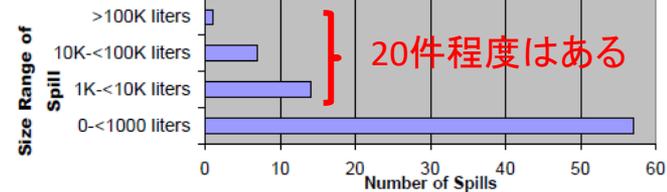
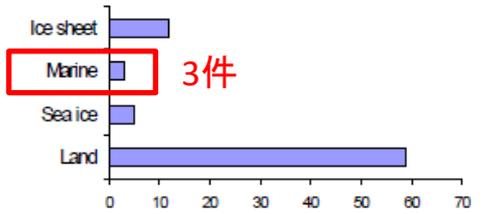


Figure 4: Reported Location of Spill (n = 79)



防止措置の作成内容と他の法令等に基づく計画との関係について

- ・ **防止措置は、南極地域活動の種類（船舶、航空機、基地運営、陸上車両、その他等）ごとに作成されるよう、南極環境保護法施行規則に定める確認申請の様式に規定することとする。**
- ・ **ガイドライン（要領）において、標準的な記載内容の事例を定める。当該ガイドラインにおいて、他法令に基づき策定される計画等により要件が満たされるものについては、当該項目を参照させる又は当該項目の記述を引用して記載することでも可とする旨を定める。**

種類		防止措置（附属書VI第3条2）			
記載項目		(a)施設及び輸送手段の設計及び建設に組み込まれる特別な構造又は設備	(b)施設及び輸送手段の運用又は維持に組み込まれる特別な手続	(c)要員の特別な訓練	その他（※ガイドライン作成時に、(a)～(c)に加え、記載させるものを要検討）
船舶	日本船舶	<ul style="list-style-type: none"> ● 我が国法令に基づく対応があれば、記載する（例：海洋汚染防止法第5条の3第1項に基づく義務である、船首隔壁前方タンクへの油の不積載等） ● 極海域における船舶運航のための国際基準（Polar Code）に基づく対応があれば、記載する。 ● その他、自主的な取組があれば記載する。 	●	<ul style="list-style-type: none"> ● 例えば、海洋汚染防止法第7条の2に基づく油濁防止緊急措置手引書に、訓練に関する記載がある場合は、それを参照させる又は当該項目の記述を引用して記載することでも可とする。 	●
	外国船舶	●	●	●	●
航空機		●	●	●	●
基地		●	●	●	●
陸上車両		●	●	●	●
その他		●	●	●	●

【凡例】

- ：標準的な事例を参考として、活動の内容に応じて、様式に記入する。

緊急時計画の作成内容と他の法令等に基づく計画との関係について

- ・緊急時計画は、南極地域活動の種類（船舶、航空機、基地運営、陸上車両、その他等）ごとに作成されるよう、南極環境保護法施行規則に定める確認申請の様式に規定することとする。
- ・ガイドライン（要領）において、標準的な記載内容の事例を定める。当該ガイドラインにおいて、他法令に基づき策定される計画等により要件が満たされるものについては、当該項目を参照させる又は当該項目の記述を引用して記載とすることでも可とする旨を定める。

種類		緊急時計画（附属書VI第4条2）							
記載項目		(a)事件の性質についての評価を実施する手続	(b)通報の手続	(c)資源の特定及び動員	(d)対応に関する計画	(e)研修	(f)記録の保存	(g)動員解除	その他（※）
船舶	日本船舶	●	①	②	②	③	●	●	●
	外国船舶	●	●④	●④	●④	●④	●	●	●
航空機		●	●	●	●	●	●	●	●
基地		⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
陸上車両		●	●	●	●	●	●	●	●
その他		●	●	●	●	●	●	●	●

（※）ガイドライン作成時に、(a)～(g)に加え、記載させるものを要検討

【凡例】

- ：標準的な事例を参考として、活動の内容に応じて、様式に記入する。
- ①：油濁防止緊急措置手引書（有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成する場合は同手引書も含む。以下同じ。）では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38条、以下「技術基準省令」という。）第35条第1項第2号イに基づき通報すべき内容を、同令において通報の連絡先を、それぞれ定めることとしているため、これらを参照させることでも可とする。
- ②：油濁防止緊急措置手引書では、技術基準省令第35条第1項第2号八に基づき船舶内にある者が直ちにとるべき措置について定めるとされているため、これらを参照させることでも可とする。
- ③：油濁防止緊急措置手引書に、訓練に関する記載がある場合は、それを参照させる又は当該項目の記述を引用して記載することでも可とする。
- ④：他の締約国において、附属書IV、OPRC条約等に基づき油濁防止緊急措置手引書に相当するものが作成される場合があり、当該部分参照と記載させることも可能とする（ただし、当該部分について日本語訳を必要とするものとする。）
- ⑤：日本の昭和基地等の基地については、COMNAP燃料マニュアルに基づく緊急時計画が策定されている。このため、緊急時計画に係る様式の該当部分は、[COMNAP燃料マニュアル](#)に基づく緊急時計画参照と記載する。

(参考) 海防法第7条の2 油濁防止緊急措置手引書等の関連規定

【海洋汚染防止法】

(油濁防止緊急措置手引書)

第七条の二 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶から油の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合において当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項について、油濁防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

2 前項の規定による油濁防止緊急措置手引書の作成及び備置き又は掲示に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

3 (略)

(有害液体汚染防止緊急措置手引書、海洋汚染防止緊急措置手引書)

第九条の四 1～5 (略)

6 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶から有害液体物質の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合において当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項について、有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

7 船舶所有者は、第七条の二第一項の国土交通省令で定める船舶であり、かつ、前項の国土交通省令で定める船舶であるものについて、油濁防止緊急措置手引書及び同項の有害液体汚染防止緊急措置手引書（以下この条及び第十九条の三十六において「有害液体汚染防止緊急措置手引書」という。）の作成及び備置き又は掲示に代えて、第七条の二第一項及び前項に規定する事項について、海洋汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておくことができる。この場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「第一項の油濁防止緊急措置手引書（第九条の四第七項及び第十九条の三十六において「油濁防止緊急措置手引書」という。）」とあるのは、「第九条の四第七項の海洋汚染防止緊急措置手引書（第一項に規定する事項に係る部分に限る。）」とする。

8 (略)

9 第七条の二第二項の規定は、有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書について準用する。

【海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令】

(海洋汚染防止緊急措置手引書等)

第三十五条 法第七条の二第二項の国土交通省令で定める油濁防止緊急措置手引書の作成に関する技術上の基準並びに法第九条の四第九項において準用する法第七条の二第二項の国土交通省令で定める有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書の作成に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 当該船舶の船舶職員が使用する言語により作成されていること。

二 次に掲げる事項が定められていること。

イ 船長が当該船舶からの油等（油濁防止緊急措置手引書にあつては油、有害液体汚染防止緊急措置手引書にあつては有害液体物質、海洋汚染防止緊急措置手引書にあつては油又は有害液体物質をいう。以下この項において同じ。）の不適正な排出に関する通報を行うべき場合、**通報すべき内容その他当該通報に係る遵守すべき手続に関する事項**

ロ **イの通報を行うべき海上保安機関及び関係者並びにこれらの者の連絡先に関する事項**

ハ 油等の排出による汚染の防除のため**当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項**

ニ 海上保安機関と船舶内の措置について調整するための手続及び当該船舶内の連絡先に関する事項

ホ 陸上において損傷時の復原性及び船体の残存強度に係る計算を電子計算機により行うために必要な措置に関する事項（載貨重量トン数五千トン以上のタンカーに限る。）

迅速かつ効果的な対応措置の実施について

【参考1】 「迅速」であることへの適合

- ・「環境上の緊急事態」であると環境大臣が判断した場合において発生する対応措置義務を履行せず、環境大臣が措置命令を発出する事態となることをもって、「迅速」な対応措置ではなくなった、と判断することとしたい。

【参考2】 「効果的」であることへの適合

- ・「効果的な対応措置がとられなかった場合」は、「何の対応措置もとられなかった」、「対応措置はとられたが、効果的ではなかった」の2つの場合がある（この解釈は、[ATCM XXVIII Final Report 109](#)に記載）。いずれの場合であっても、環境大臣による対応措置をせざる得ないと判断される場合が、「効果的である」と「効果的ではない」の境目である。
- ・これ以上の具体化は、現時点では困難と思われ、今後、考え得る対応措置の事例をガイドラインとして取りまとめる中で、どのような場合に環境大臣による対応措置が必要か考え方を示したい。

対応措置をとらない主宰者の責任 (A類型：日本政府によって対応措置がとられた場合の責任)

【参考1】環境大臣が対応措置を行うことについて、行政代執行法によることとせず、南極環境保護法において規定する理由

- 環境上の緊急事態が発生し、環境大臣の措置命令によっても「迅速かつ効果的な対応措置」がとられず、環境大臣が対応措置を行うこととなった場合、行政代執行法第2条及び第3条に基づき、対応することが考えられる。
- しかし、環境上の緊急事態が発生し、放置をすると重大かつ有害な環境への影響が一層深刻化することになるため、一刻も早く対応が求められ、**行政代執行法第3条第1項(相当の履行期限を定めた戒告)の手続等をとる暇がない**と考えられる。
- また、南極地域における環境上の緊急事態という特殊状況下では、また、サルベージ契約慣行等から、行政代執行法**第3条第2項に基づき代執行に要する費用の見積額をあらかじめ迅速かつ適切に算出するのは困難**であると考えられる(令和6年度環境保護に関する南極条約議定書附属書VIに係る国内対応調査検討委託業務報告書p19)。
- さらに、行政代執行法第3条第3項には、非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、**前二項に規定する手続(相当の履行期限を定めた戒告、代執行に要する費用の見積額等の通知)をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる**との規定もあるが、解釈の余地が大きく、**謙抑的な運用にならざるを得ない**ことも課題(令和6年度環境保護に関する南極条約議定書附属書VIに係る国内対応調査検討委託業務報告書p19)。
- 以上から、**環境大臣が対応措置を行うことについては行政代執行法によることとせず、南極環境保護法において規定することにより対応措置を行う**こととする。
- なお、現行の南極環境保護法第23条第3項においても、環境大臣による代執行類似の措置が定められている。

行政代執行法(昭和三十二年法律第四十三号)(抄)

第二条 法律(法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。)により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為(他人が代つてなすことのできる行為に限る。)について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、**当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。**

第三条 前条の規定による処分(代執行)をなすには、**相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。**

- ② 義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。
- ③ 非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前二項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

対応措置をとらない主宰者の責任 (B類型: 他の締約国によって対応措置がとられた場合の責任)

【参考1】他の締約国が対応措置に要した費用の支払請求は、当該他の締約国のみがすることができることとする趣旨

- ・ 附属書VI第7条1は、他の締約国が対応措置をとった場合 (当該対応措置を自らに代わってとる権限を特別に与えられた代理人及び主宰者を通じたものを含む)、当該締約国のみが訴えを通じて費用の支払を請求できること、つまり、当該締約国以外の者は (たとえ、特別に権限を与えられて対応措置をとった国以外の者であっても) 請求はできないという、訴えることができる主体の限定について規定している。
- ・ この規定を受けて、
 - ① 南極環境保護法においては、対応措置費用の支払請求権の実体法上の要件の問題として扱うこととし、対応措置を実施した他の締約国のみが対応措置費用の支払請求をすることができることを規定する。
 - ② 環境上の緊急事態を生じさせた主宰者が、他の締約国、又は特別に権限を与えられて対応措置をとった国以外の者に対し、任意に費用を支払うことは禁止されていないものと解釈する。

【参考2】対応措置費用支払請求権を、南極環境保護法において独自に定める請求権とする理由

- ・ 附属書VI第5条2において「他の締約国は、当該対応措置をとることが奨励」されると規定されており、他の締約国が対応措置をとることについては、任意性がある。その上で、他の締約国が対応措置をとった場合には主宰者に対応措置の費用を支払う責任が生じることとなる。
- ・ このような費用を損害として位置づけること、またその費用の支払責任を不法行為責任と位置づけると、任意性のある行為に起因していることとの間に理論的な整合性があるか、といった問題が生じることとなる。
- ・ そこで、対応措置費用の支払請求権については、民法上の不法行為に基づく損害賠償請求権とは異なる、南極環境保護法において独自に規定する法定の債権とする。
- ・ その際、主宰者の費用支払責任に関しては、環境上の緊急事態を生じさせたことについての故意又は過失は、要件とはしないこととする。

(参考) 一定の措置の費用に関する支払請求権を定めている例

○商法 (明治三十二年法律第四十八号) (特別補償料)

第八百五条 海難に遭遇した船舶から排出された油その他の物により海洋が汚染され、当該汚染が広範囲の沿岸海域において海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、若しくは人の健康を害し、又はこれらの障害を及ぼすおそれがある場合において、当該船舶の救助に従事した者が当該障害の防止又は軽減のための措置をとったときは、その者 (略) は、特約があるときを除き、船舶所有者に対し、特別補償料の支払を請求することができる。

対応措置をとらない主宰者の責任 (B類型 : 他の締約国によって対応措置がとられた場合の責任)

【参考3】 支払請求の権利消滅期間を定める必要がある理由

・ 附属書VI第7条1で求められる訴え提起の期間 (参考1) については、南極環境保護法において、実体的な権利消滅期間と位置づけた上で、民法の債権の消滅時効期間 (参考2) と異なる特別の期間を定める必要がある。

(参考1) 附属書VI

第七条 訴え

1 国以外の主宰者の責任に対する訴えであって前条1の規定に基づくものは、第五条2の規定による対応措置をとった締約国のみが提起することができる (中略) する。 (中略) 補償の請求についての当該訴えは、対応措置の開始の日又は当該訴えを提起する締約国が主宰者を特定する事項を知った若しくは合理的に知っているべきであった日のいずれか遅い日から三年以内に提起する。いかなる場合にも、国以外の主宰者に対する訴えは、対応措置が開始された後十五年以内に開始する。

(参考2) 民法 (明治二十九年法律第九十八号)

(債権等の消滅時効)

第百六十六条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。

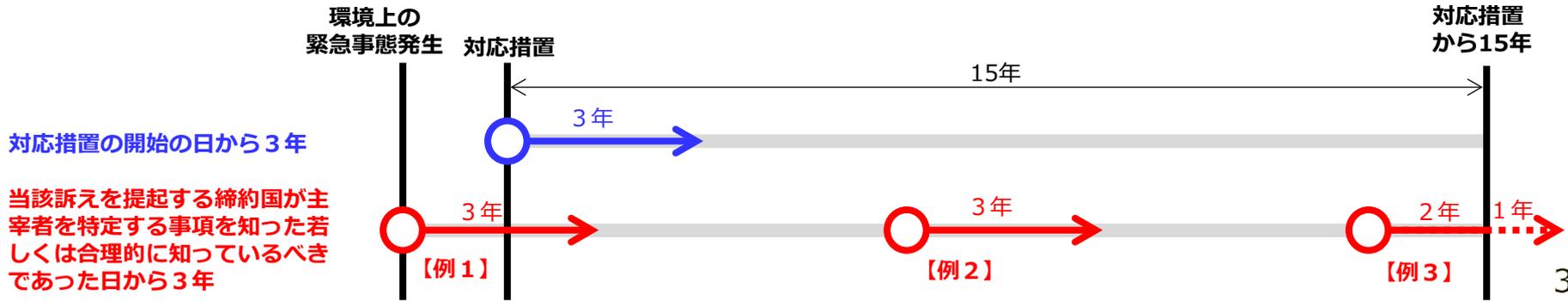
2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から二十年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(参考3) 附属書VI 第7条1に基づく訴え提起の期間の起算点である「対応措置の開始の日」と「当該訴えを提起する締約国が主宰者を特定する事項を知った若しくは合理的に知っているべきであった日」の関係についての具体的事例の解説

【例1】 環境上の緊急事態を生じさせた主宰者については、対応措置を開始する前の早期に特定される事例が多いと考えられる (南極環境保護法に基づく確認申請 (他の締約国の場合はそれに相当する手続) が行われるため。)。この場合、より遅い日である「対応措置の開始日」が期間の起算点となる。

【例2】 原因者が不明の環境上の緊急事態が発生し、ある国が対応措置を行い、その後に環境上の緊急事態を生じさせた主宰者が特定された場合は、より遅い日である「当該訴えを提起する締約国が主宰者を特定する事項を知った若しくは合理的に知っているべきであった日」が期間の起算点となる。

【例3】 対応措置の開始から15年経過すると、権利消滅することとなる。【例3】のように対応措置を開始した後に主宰者を知った場合でも、3年経たずに権利消滅することがある。



C類型において、納付金により対応する理由

【C類型において支払う金銭の性質に関するこれまでの検討】

- これまでの附属書VIに係る国内対応調査検討委託業務における有識者の検討により、次の対応が必要とされた。
 - ①条約上の義務として、金銭の支払いを履行すること。
 - ②環境上の緊急事態を生じさせた主宰者は、「対応措置をとるべきであったがとらなかった」ことで、
本来であれば対応措置にかかったはずの費用について経済的利益を得たと考えられるため、応分の金銭負担を求めること。
- また、「対応措置をとるべきであったがとらなかった」場合は、**対応措置をとることが技術的に困難な場合もあると考えられるため、罰金や制裁といった性質を持つ金銭の徴収とすることは理解が得られない。**

(以上、令和6年度環境保護に関する南極条約議定書附属書VIに係る国内対応調査検討委託業務報告書p34-35)

- C類型において支払う金銭の性質は、行政的に課される非制裁的な費用であることが表されることが必要であり、課徴金、賦課金、納付金、負担金から検討。

- ・課徴金：国がその司法権又は行政権に基づいて国民に賦課し国民から徴収する金銭負担で租税以外のもの。下記を包含する、最も一般的な言い方。
- ・賦課金：割り当てて取り立てる金銭のこと。公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）における「汚染負荷量賦課金」、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）における「化石燃料賦課金」では、従量により割り当てる。
- ・負担金：公益のため必要な特定の事業に特別の関係を有する者に対してその経費の全部又は一部を強制的に負担せしめるものとして、河川法第67条や道路法第58条第1項に基づく原因者負担金等の制度が存在。
- ・納付金：特定の利益を得た者に対しその利益の全部又は一部を納付させるものとして、日本中央競馬会法第27条に基づく国庫納付金等の制度が存在。

(賦課金の事例以外は、法令用語辞典第9次改訂版(学陽書房)を参考とした)

- 以上を踏まえ、「対応措置にかかったはずの費用について経済的利益を得たと考えられるため、応分の金銭負担を求める」という点と親和性の高い、「納付金」とした。

附属書VI第9条4の規定に基づく限度額の見直しの可能性

【参考】 海事債権についての責任の制限に関する条約に規定する限度額について

- ・ 附属書VI第9条1において、船舶が関係する責任の限度額については、附属書VI採択当時の1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年の議定書と同じ額が規定されている。
- ・ なお、同議定書は、2009年にオーストラリア東部沖合で発生した大規模な燃料油流出事故をきっかけに、2012年に改正され、責任限度額が1.51倍引き上げられたため、現在は同じ額ではない。このような動向を踏まえ、附属書VIの発効後に、附属書VI第9条4（3年に1回等の限度額の見直し検討）の規定に基づき、限度額の見直しが検討される可能性があると考えられる。
- ・ また、イギリス、アメリカ（※法案）、ニュージーランド、オーストラリア、ドイツについては、附属書VIに規定する責任の限度額を国内法に規定している（環境省調べ）。

1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年の議定書における責任の限度額

- ・ 2,000t以下のトン数の船舶 100万SDR
 - ・ 2,000tを超えるトン数の船舶については、2,000tを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算した計算単位を当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得た計算単位との計算単位とを合算した計算単位
- | | |
|-----------------------|-------------|
| 2,001tから30,000tまでの部分 | トン当たり400SDR |
| 30,001tから70,000tまでの部分 | トン当たり300SDR |
| 70,001tを超える部分 | トン当たり200SDR |

(附属書VI第9条1と同じ額)

1996年の議定書の改正（2012年）における責任の限度額

- ・ 2,000t以下のトン数の船舶 151万SDR
 - ・ 2,000tを超えるトン数の船舶については、2,000tを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算した計算単位を当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得た計算単位との計算単位とを合算した計算単位
- | | |
|-----------------------|-------------|
| 2,001tから30,000tまでの部分 | トン当たり604SDR |
| 30,001tから70,000tまでの部分 | トン当たり453SDR |
| 70,001tを超える部分 | トン当たり302SDR |

(附属書VI第9条1の額の1.51倍)

※上記のトン数は、総トン数（1969年の船舶のトン数の測度に関する条約に従って計算される総トン数）を意味する。

(参考) 各国国内法における責任の限度額について

●ドイツ

第12条 責任の上限

- (1) 事業者が、環境上の緊急事態ごとに第8条、第9条及び第10条に基づいて**責任を負いうる最高額**は300万SDRである。
- (2) 船舶がかかわる事件から生じる環境上の緊急事態については、第1講の規定とは別に、**事業者が環境上の緊急事態ごとに追いうる最高額**は以下の通りとなる。(以下、附属書VIと同様の金額のため省略)

●米国

(g) 各民間事業者が、各環境上の緊急事態に関して、サブセクション2406 (a)、2406 (k) 又は2406 (l) の下で**責任を負い得る対応措置の費用の最高額**は以下の通りである。

(i) 船舶が関わる事件から生じる環境上の緊急事態については、(以下、附属書VIと同様の金額のため省略)

●英国

43 附則 Section 4> 民事責任：補則> 財政的上限

- 1 (1) セクション2 及び3 は、いかなる事件においても本パラグラフに明記される**上限を超える金額の支払を要求するものではない**。
- (2) 船舶がかかわる事件から生じる環境上の緊急事態に関連する上限は以下の通りである (以下、附属書VIと同様の金額のため省略)

●オーストラリア

支払額の上限

(2) **金額は以下を超えてはならない**：

- (a) 環境上の緊急事態がこのような緊急事態を生じさせる意図を持って行われたか、又は、無謀にかつこのような緊急事態が起こるだろうことを了知して行われた事業者の作為又は不作為から生じた場合—締約国が対応措置をとる上で負担した費用、又は
- (b) あるいは一次のうち金額が少ない方を適用：
- (i) 締約国が対応措置をとる上で負担した費用；

●ニュージーランド

37H 責任の金額の上限

(1) セクション37E 又は37F の下における**責任の金額は、附属書VI の第9 (1) 条の (a) 及び (b) 項 (第9 (2) 条にしたがう。) に述べられた上限にしたがう**。これらの項は、第9 (4) 条にしたがい随時に改正される。

●ノルウェー

第31 節 責任の上限

- 船舶にかかわらない事件については、責任ある事業者が第27 節又は第28 節第1 段落のもとに**責任を負いうる最高額**は、いずれの事件においても上限300 万SDR である。
- 船舶にかかわる事件については、ノルウェー海上規則第171 項のもと、同規則第9 章に定める規定に従い責任ある事業者の責任を制限しうる場合に適当である限り、それらの規定が適用される。
- 責任ある事業者が同海上規則第9 章の対象とならない場合における船舶にかかわる事件については、責任ある事業者が第27 節又は第28 節第1 段落のもとに責任を負いうる最高額は (以下、附属書VIと同様の金額のため省略)
- 第1 および第3 段落に定める責任の上限は、同事件で発生する個別の責任ある事業者に対する請求の合計金額に適用される。

改正南極環境保護法に基づきとられる対応措置に基づく債権と、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律に基づく制限債権の関係 (1) 【通常ケース】

- 改正南極環境保護法に規定することを検討している「環境上の緊急事態」に対する「対応措置」費用の支払責任については、附属書VI第9条の規定に基づき、限度額を設ける予定。
- 一方、船舶の運航等により生じた損害に関する債権については、「海事債権についての責任の制限に関する条約」の国内担保法である「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」（船責法）により、一定の責任限度額が定められている。
- そのため、両者の適用関係について整理が必要。
- 南極地域のうち、我が国が主に活動する地域には、周囲に他の船舶や基地等がないため、「環境上の緊急事態」が発生した場合でも、他人の財物に損害を与えない単独事故（図-1）となる可能性が極めて高いことから、ほとんどの場合、「対応措置」費用は、損害に係る債権には該当せず、したがって、船責法に規定する制限債権にはならないため、船責法の適用は受けないことになる。

■ 「対応措置」の定義（附属書VI第2条（f））

「環境上の緊急事態」の影響を回避し、最小にし、又は封じ込めるもので、適当な場合には浄化を含める。

⇒ 「対応措置」には、人の生命・身体、財産への損害を防止したり、賠償したりすることは含まれない。

■ 南極地域の特殊性

○南極地域の陸域は、南極条約に基づき領土権の主張が凍結されており、領土権が認められていない。また、海域は、公海であり、どの国の領海でもないことから、単に、南極地域の自然環境が汚染された事案について、「損害」を主張できる主体が存在しない。

「損害」の防止・軽減費用の賠償の要素を含まず、純粋な自然環境への悪影響の回避等のために行われる「対応措置」の費用債権は、改正南極環境保護法の限度額のみ適用を受ける。

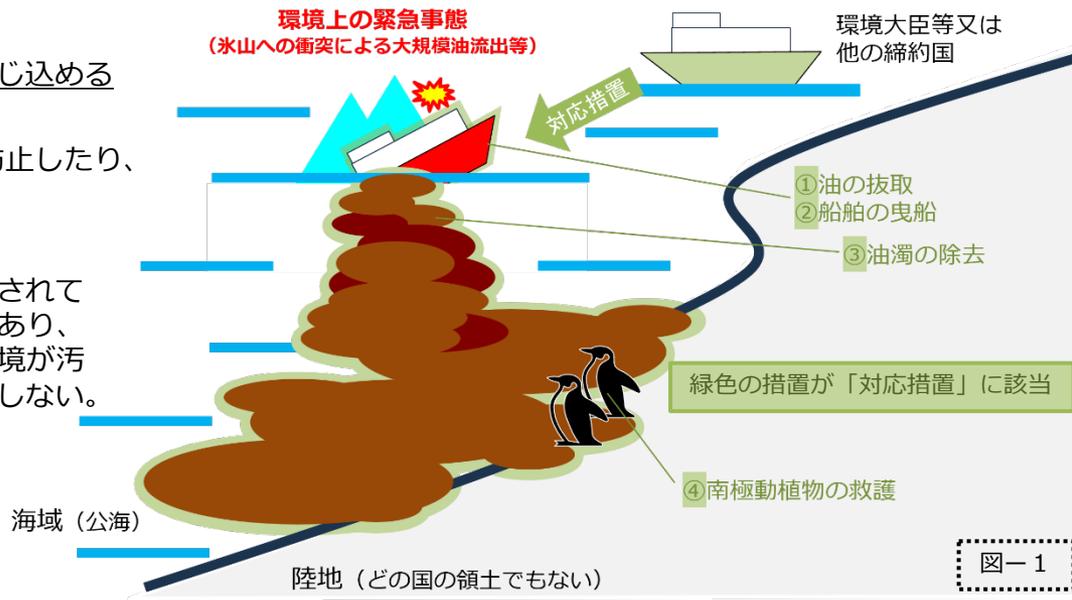


図-1

債権の種類	請求者	請求の相手方	改正南極環境保護法における請求の根拠	制限債権への該当	限度額の適用方法
図中①②③④の「対応措置」費用に関する債権	環境大臣等 又は他の締約国 （「対応措置」をとった第三者）	主宰者	■ 環境大臣等がとった「対応措置」の費用の負担義務	×	■ 限度額以内の負担を求める
			◆ 他の締約国がとった「対応措置」の費用の償還請求権	×	◆ 限度額以内の請求が可能

改正南極環境保護法に基づきとられる対応措置に基づく債権と、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律に基づく制限債権の関係 (2) 【特殊ケース】

- ▶ 非常に稀なケースとして、他の船舶や南極基地の付近で「環境上の緊急事態」が発生した場合 (図-2) は、「環境上の緊急事態」への「対応措置」が、他の船舶や基地に対する「損害」を防止するための措置にも当たる可能性がある。この損害防止のための措置と重複する部分に係る「対応措置」費用債権は、船責法の制限債権にも該当する (※注)。
- ※注 船責法に基づき責任が制限される主体は「船舶所有者等」であるため、「船舶所有者等」に請求される債権が責任制限の対象となる。(改正南極環境保護法上の主宰者は、船舶所有者等と同一である場合に限り、重複部分の債権が船責法により制限される。)
- ▶ この場合、改正南極環境保護法の責任制限が先に適用され、その上で、個々の債権を一括して集团的に処理する船責法の責任制限が適用される (運送品に関する運送人の責任を制限する国際海上物品運送法と船責法の適用関係と同様)。

■ 「対応措置」費用債権と船責法の制限債権

図-2の緑字①②③の「対応措置」のうち、の部分 (赤字⑤⑥) は船舶や南極基地等の損壊等を防ぐための措置にも当たる可能性がある。

⇒ この場合、「対応措置」費用に係る債権は、船責法第3条第1項第5号の制限債権に該当。

■ 改正南極環境保護法に基づく「対応措置」費用債権が、船責法の制限債権に該当する場合の適用関係

主宰者 (= 船舶所有者) が船責法の責任制限手続を申し立てた後、各制限債権者が裁判所に届け出た制限債権の中に、「対応措置」費用債権の性質を併せ持つ債権があった場合は、

- ① まず改正南極環境保護法の限度額によって、その「対応措置」費用債権の額が計算され、
- ② その後、①によって確定した債権の額を含む総債権額について、船責法上の責任制限を受ける。

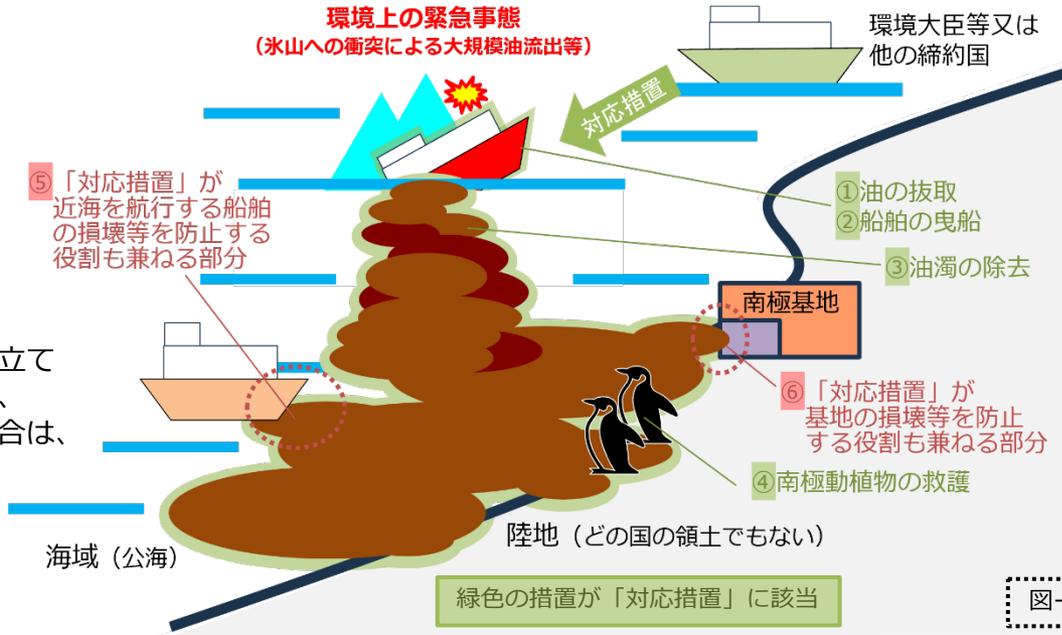
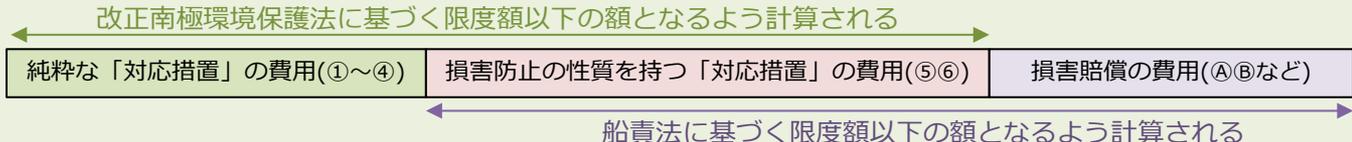


図-2

<補足>

- ・ 「環境上の緊急事態」に関して、④実際に基地等に損害が発生した場合に、基地所有者等が行う修繕の費用や、⑥基地所有者等が損害の発生を防止するためにとった措置の費用が発生した場合、基地等の所有者から事故を引き起こした船舶の所有者等に対する損害賠償請求がなされることとなる。この請求について、船舶の所有者等は船責法に基づく責任制限手続を申し立てることができる。
- ・ 責任制限手続の対象に、「対応措置」費用 (⑤⑥) の債権が含まれる場合、債権者は船責法に基づく責任の限度額を按分した額までしか受け取ることができない。
- ・ 改正南極環境保護法に基づいてなされる限度額の制限は、1の事故により生ずる制限債権の総額を制限しようとするものではなく、そのうちの一部を制限するものである。



参照条文 環境保護に関する南極条約議定書附属書VI

環境保護に関する南極条約議定書 附属書VI (抄)

第2条 定義

- (b)「環境上の緊急事態」とは、この附属書の効力発生の後に発生した偶然の事故であって、南極の環境に対して重大かつ有害な影響を及ぼし、又は及ぼす急迫したおそれがあるものをいう。
- (f)「対応措置」とは、環境上の緊急事態が発生した後にとられる合理的な措置であって、当該環境上の緊急事態の影響を回避し、最小にし、又は封じ込めるものをいう。このため、当該対応措置には、適当な場合には浄化を含めることができ、また、当該緊急事態及びその影響の範囲を決定することを含む。

第9条 責任の限度額

1 各主宰者が環境上の緊急事態について第6条1又は2の規定に従い責任を負う限度額は、次のとおりとする。

- (a) 船舶が関係する事故から生ずる環境上の緊急事態については、
- (i) 二千トン以下のトン数の船舶については、百万SDR
 - (ii) 二千トンを超えるトン数の船舶については、二千トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算したSDRを当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得たSDRと(i)のSDRとを合算したSDR
 二千トンから三万トンまでの部分 トン当たり四百SDR
 三万トンから七万トンまでの部分 トン当たり三百SDR
 七万トンを超える部分 トン当たり二百SDR
- (b) 船舶が関係しない事故から生ずる環境上の緊急事態については、三百万SDR

2

- (a) 1(a)の規定にかかわらず、この附属書は、次の事項に影響を及ぼすものではない。
- (i) 適用可能な国際的な責任の制限に関する条約に基づく責任又は責任を制限する権利
 - (ii) (i)に規定する条約に基づいて付される留保の適用であって、特定の請求に対して当該条約に基づく限度額の適用を排除するためのもの
 ただし、適用される限度額は、少なくとも次と同等の水準であることを条件とする。
 二千トン以下のトン数の船舶については、百万SDR
 二千トンを超えるトン数の船舶については、二千トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算したSDRを当該船舶のトン数に達するまで順次加算したSDR
 二千トンから三万トンまでの部分 トン当たり四百SDR
 三万トンから七万トンまでの部分 トン当たり三百SDR
 七万トンを超える部分 トン当たり二百SDR
- (b) (a)の規定は、1(a)に定める限度額であって国の機関である主宰者としての締約国に適用されるもの、(a)(i)に規定するいかなる条約の締約国でもない締約国の権利及び義務又は第七条1及び2の規定の適用に影響を及ぼすものではない。

参照条文 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（船責法）

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三（略）

四 制限債権 船舶所有者等若しくは救助者又は被用者等が、この法律で定めるところによりその責任を制限することができる債権をいう。

五（略）

六 物の損害に関する債権 制限債権のうち人の損害に関する債権以外の債権をいう。

2 この法律において、「救助活動」には、次に掲げる措置を含み、公務として行う救助活動を除くものとする。

一 沈没し、難破し、乗り揚げ、若しくは放棄された船舶又はその船舶上の物の引揚げ、除去、破壊又は無害化のための措置

二 積荷の除去、破壊又は無害化のための措置

三 前二号に掲げる措置のほか、制限債権を生ずべき損害の防止又は軽減のために執られる措置

（船舶の所有者等の責任の制限）

第三条 船舶所有者等又はその被用者等は、次に掲げる債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。

一 船舶上で又は船舶の運航に直接関連して生ずる人の生命若しくは身体が害されることによる損害又は当該船舶以外の物の滅失若しくは損傷による損害に基づく債権

二 運送品、旅客又は手荷物の運送の遅延による損害に基づく債権

三 前二号に掲げる債権のほか、船舶の運航に直接関連して生ずる権利侵害による損害に基づく債権（当該船舶の滅失又は損傷による損害に基づく債権及び契約による債務の不履行による損害に基づく債権を除く。）

四 前条第二項第三号に掲げる措置により生ずる損害に基づく債権（当該船舶所有者等及びその被用者等が有する債権を除く。）

五 前条第二項第三号に掲げる措置に関する債権（当該船舶所有者等及びその被用者等が有する債権並びにこれらの者との契約に基づく報酬及び費用に関する債権を除く。）

2～4（略）

「図6 対応措置費用支払のための訴えに係る裁判管轄の確保状況」に係る参照条文

民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（被告の住所等による管轄権）

第三条の二 裁判所は、人に対する訴えについて、その住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）は、管轄権を有する。

2 （略）

3 裁判所は、法人その他の社団又は財団に対する訴えについて、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

（契約上の債務に関する訴え等の管轄権）

第三条の三 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定めるときは、日本の裁判所に提起することができる。

一～三（略）

四 事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの 当該事務所又は営業所が日本国内にあるとき。

五 日本において事業を行う者（日本において取引を継続してする外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。）を含む。）に対する訴え 当該訴えがその者の日本における業務に関するものであるとき。

（参考）「環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIの締結に向けた担保措置について（答申）」中
「図6 対応措置費用支払のための訴えに係る裁判管轄の確保状況」抜粋

日本の裁判所に訴えが生じる場合	民事訴訟法における対応が可能な根拠
①日本で設立され、又は自己の主たる営業所若しくは常居所を有する主宰者が、南極環境保護法に基づく確認申請。 環境上の緊急事態を生じさせ、他の締約国が対応措置 ⇒他の締約国が日本の裁判所に訴え	<ul style="list-style-type: none"> 日本で設立された主宰者（法人）の場合は、民事訴訟法第3条の2第3項の規定により裁判を受けることが可能 自己の主たる営業所を有する主宰者（法人）の場合は、同上 常居所を有する主宰者（自然人）の場合は、民事訴訟法第3条の2第1項の規定により裁判を受けることが可能
②日本で設立され、又は自己の主たる営業所若しくは常居所を有する主宰者が、外国（A国）で手続き。 環境上の緊急事態を生じさせ、他の締約国（B国）が対応措置 ⇒他の締約国（B国）が、（A国の裁判所ではなく）日本の裁判所に訴え	<ul style="list-style-type: none"> ①と同じ理由で、民事訴訟は可能。
③締約国以外で設立され、又はいずれの締約国においても、自己の主たる営業所若しくは常居所を有しない主宰者が南極環境保護法に基づく確認申請を行い、環境上の緊急事態が発生し、他の締約国が対応措置 ⇒他の締約国が日本の裁判所で訴え	<ul style="list-style-type: none"> 日本国内に事務所を有する外国の法人は南極環境保護法の適用対象であり（当該外国が締約国以外である場合においても）、民事訴訟法第3条の3第4号（事務所又は営業所が日本にある）の規定により、裁判の被告となることが可能

他の締約国からの訴えについて、日本国内で管轄する裁判所を定める必要性

- ・B類型に該当する事案が発生した場合、他の締約国は、対応措置をとる過程で主宰者の住所等を含めた基本的な情報は把握されることになると考えられる。このような基本的な情報をもとに、主宰者の住所地等を管轄する地方裁判所に訴えることができる。
- ・管轄する裁判所を特別に定めないことによる特段の支障は生じないので、定めは不要であると考えられる。

【参考】船舶油濁等損害賠償保障法における取扱い

- ・船舶の船籍の所在地、船舶の所在地、損害を受けた船舶が最初に到達した地等、訴える裁判所を決めるにあたり、さまざまな要因がある場合には、管轄する裁判所を定めた方が迅速に対応できるものと考えられる。

船舶油濁等損害賠償保障法（昭和50年法律第95号）

（タンカー油濁損害賠償請求事件の管轄）

第十一条 第三条第一項又は第二項の規定に基づくタンカー所有者に対する訴えは、他の法律により管轄裁判所が定められていないときは、最高裁判所が定める地の裁判所の管轄に属する。

船舶油濁等損害賠償責任制限事件等手続規則（昭和51年最高裁判所規則第3号）

（タンカー油濁損害賠償請求事件等の裁判籍）

第一条 船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号。以下「法」という。）第十一条（法第三十九条第二項及び第四十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条第一項（法第三十条の三において準用する場合を含む。）の地は、東京都千代田区とする。

C類型における保険その他金銭上の保証の義務付けの考え方

- C類型についても、対応措置相当の費用の支払義務の履行を確実にするため、保険その他金銭上の保証を義務付けることとした。
- 関係国及び関係機関への情報収集の結果、C類型について保険その他金銭上の保証を主宰者に義務付けても、過度な負担を強いることにはならないものと考えられた。

【参考1】 附属書VI第11条2において、C類型の支払について保険その他金銭上の保証を義務付けることができる規定されている理由

- ・ 附属書VI作成に係る交渉において、C類型に係る支払に関する国内制度を罰金として構成する国もある可能性を考慮し、義務付けることが「できる」と規定された経緯がある（第28回南極条約協議国会議ファイナルレポート・パラ120）。
- ・ 一般に罰金の支払をてん補する保険商品をつくることはできない。このため、一律にC類型の支払について保険その他金銭上の保証を義務付けることになると、C類型に係る支払を罰金として構成した国については、国内担保できないこととなる。なお、環境省で調査した他の締約国の国内担保法において、C類型に係る支払を罰金として構成した例はない。
- ・ 附属書VI第11条2において、C類型の支払について保険その他金銭上の保証を義務付けることが「できる」と規定された経緯を考慮すると、C類型に係る支払を罰金として構成していない国においては、保険その他金銭上の保証を義務付けることが望ましいものと考えられる。
- ・ なお、次ページの例のとおり、C類型の支払について、保険その他金銭上の保証を義務付ける例が複数ある。

【参考2】 C類型の支払に関する保険の例について

- ・ オランダの南極環境保護法担当者から、南極海域を航行するオランダのクルーズ船が2024年4月1日～2025年4月1日までの間、Shipowners' Club社が提供するP&I保険に加入したが、当該P&I保険は附属書VI第11条2（C類型に係る支払）をカバーしていたとの説明があった（R7.11.11）。
- ・ 引き続き、P&I国際グループなどからの情報収集に努め、C類型の支払に保険が適用されるとされる情報の収集に努める。

(参考) 各国の附属書VIの担保法における金銭上の保証とC類型の関係

【米国 南極条約法改正法案】※法律案

- ・附属書第11条1及び2と同様の規定（※注…ABC類型限らず）（§2406(j)）

【英国 南極法】

- ・6(1) 南極において実施される活動を組織する者は、第(2)項に定める事項に関して、十分な保険契約またはその他の財務的保証を締結しなければならない。
- ・(2) 当該事項は次のとおりである—
 - (a) 当該者が組織した活動から直接的または間接的に生じた環境緊急事態に関して、第1条に基づき当該者が講じなければならない対応措置の費用；
 - (b) 当該環境緊急事態に関して、当該者が第2条または第3条（※注…C類型を規定）に基づき負う可能性のある責任。

（補足情報）

- ・主宰者と船舶所有者（P&I保険被保険者）が異なるケースでは、主宰者と船舶所有者の間で、責任限度額が満たされるような十分な取り決めがされていることを確認する。（保険の除外事項、限度額、保険契約内に附属書の限度額を満たす規定があるか等）（担当者問合せ結果）

【オーストラリア 南極条約（環境保護）法】

- ・保険または財政的保障の保持が南極での活動許可の取得条件として義務づけられている（※注…ABC類型限らず）（13BE(c)）

（補足情報）

- ・主宰者と船舶所有者（P&I保険被保険者）が異なるケースについては、主宰者が船主のP&I保険の内容を示す必要がある。その内容が十分であれば、受理されうる。 ※法が未施行のため詳細の基準は未定（担当者問合せ結果）

【ノルウェー 南極環境安全保護令】

- ・事業者は環境上の緊急事態に対する責任に関する規則に従うため、保険やその他の財的保障を保持しなくてはならない（※注…ABC類型限らず）。（§12）
- ・補償額については、ノルウェー極地研究所が決定する。（§12）

金銭上の保証計画（国の機関でない主宰者の資金調達手段）の作成の考え方(1)

- 確認申請書に添付することとする金銭上の保証計画（国の機関でない主宰者の資金調達手段）については、次のような例が考えられる。
- 詳細については、ガイドラインで明らかにして主宰者に提示する。

1. 主宰者自身が加入できる保険による場合

（主宰者が船舶所有者である場合で、船舶の運航に係る南極地域活動の場合に限る）

- ① 主宰者が船舶所有者としてP&I保険に加入し、対応措置費用について責任限度額の支払は可能であることを書面（念書）で説明。
 - ・添付書類：P&I保険の証書

2. 主宰者自身が加入する保険以外の保証方法による場合

（法人の場合）

- ① 主宰者の（1）純資産（株主からの出資、過去から蓄積された利益）のうち対応措置費用支払責任のために現金化することとされている金額と、（2）流動資産（概ね1年以内に現金化可能な資産等）から流動負債（1年以内に支払う債務）を引いたの額の合計額が、対応措置費用の責任限度額を超えており、これらの資金により対応措置を行うことを書面（念書）で説明。
 - ・添付書類：直近の決算書中の貸借対照表、損益計算書

（自然人の場合）

- ② 残高証明と、これらの資金により対応措置を行うことを書面（念書）で説明。
 - ・添付書類：残高証明書

【参考】国立公園事業の管理又は経営するために必要な経理的基礎の考え方

- 上記については、自然公園法に基づく国立公園事業の執行認可の申請書の審査の考え方（「国立公園事業執行等取扱要領」（令和4年4月1日環自国発第22040111号）別添4「国立公園事業の執行認可における財務諸表等の審査指針」）を参考として検討した。
- 国立公園事業とは、自然公園法及び公園計画に基づき、国立公園の適正な利用を推進するための公園施設を、許可によることなく設置、管理、経営できる仕組みのこと。許可基準が適用されない一方、適切に管理又は経営できること等が求められる。
- 「適切に管理又は経営するために必要な経理的基礎を有している」と判断できる場合の要件の例は、次のとおり。
 - ・ 法人については、純資産の値が直前の決算において零以上であること、流動比率（流動資産÷流動負債×100で算出）が100%を超えることなど。
 - ・ 残高証明書の他、税務申告書等により実際の収入状況を把握することにより判断することとされている。

金銭上の保証計画（国の機関でない主宰者の資金調達手段）の作成の考え方(2)

2. 主宰者自身が加入する保険以外の保証方法による場合（つづき）

- ③ 主宰者が所有する資金又は、資金を調達可能であることを示す書類を根拠に、それらに対応措置費用の責任限度額を超えており、これらの資金により対応措置を行うことを書面（念書）で説明
- ・ 添付書類：主宰者による条件付きの借用契約書（環境上の緊急事態が発生した場合に資金を供与する）、資金調達の契約書（南極地域活動参加者が主宰者に資金を譲渡し、環境上の緊急事態が発生しない場合には得た資金を返却する契約を締結することなど）
- ④ 銀行から支払能力保証（本人が支払をすることができない場合でも、銀行が肩代わりして支払うもの。）を受けていることにより、対応措置費用について責任限度額の支払は可能であることを書面（念書）で説明。
ただし、現時点において、附属書Ⅵに基づく対応措置費用の支払能力保証を提供している金融機関は、我が国においては無いものと考えられる。
- ・ 添付書類：銀行から支払能力保証を受けていることを証明する書類

3. 委託を受けた者や請負者等（※）が保持する金銭上の保証を、主宰者が環境上の緊急事態時に利用可能であることを説明する場合

（※）例えば、主宰者が運航を依頼した船舶や航空機の所有者等

- ① 環境上の緊急事態が発生した場合、主宰者から委託を受けた者（受託者）や請負者等が、上記1、2の方法により、対応措置費用の責任限度額までの支払を行うことを説明。このことについて受託者や請負者等との間で約束済であることを主宰者が説明。
- ・ 添付書類：主宰者と受託者、請負者等の契約書や覚書。その他は、上記1、2の添付書類に同じ

行程ごとの金銭上の保証計画のイメージ

➤ 金銭上の保証計画（国の機関でない主宰者の資金調達手段）の提出について適用除外を設けることはしない。

行程（移動方法）ごとの事例		考えられる資金調達手段
大型船舶 （海域）	<ul style="list-style-type: none"> ・主宰者が船舶をチャーターした場合 ・主宰者が船舶の乗船券を購入した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・3 ①の手段による ・3 ①の手段による
雪上車 （陸域）	<ul style="list-style-type: none"> ・主宰者がA国南極観測隊の雪上車を借り上げる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・2 ①～④の手段による （保険がなく、1の手段をとることができない。）
宿泊施設 （陸域）	<ul style="list-style-type: none"> ・B国南極観測隊の基地に宿泊する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・この部分は、B国の議定書担保法に基づく対応となり、南極環境保護法上の届出を行う。 （基地の管理運営において環境上の緊急事態が生じた場合は、B国が対応措置を実施するため、金銭上の保証は不要）
小型船舶 （海域）	<ul style="list-style-type: none"> ・船外機船（ゾディアック、総トン数ゼロ（＝2000トンを超えない））に乗船する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・1、3の手段による（R7.11.11にオランダ南極環境保護法担当者から、P&I保険のオプションで船外機船（ゾディアック）から生じる責任もカバーする事例があるとの連絡あり。） ・2 ①～④の手段による（保険がない場合は、1の手段をとることができない。）
徒歩 （陸域）	<ul style="list-style-type: none"> ・登山、マラソン等による移動をする場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・主宰者から、環境上の緊急事態が生じるとは考えられない小規模な活動であるため、資金調達手段はないとする金銭上の保証計画を認めてほしいと言われる可能性がある。この場合、目的に照らして過度な求めとならないか、附属書VIの金銭上の保証に関する義務の履行に問題を生じさせないか等の点を含め、他の締約国における取扱いに関する情報収集をするなどして、今後慎重に検討していく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ペンギン等野生生物の繁殖地調査であって、特殊な薬品等を用いて実施する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境上の緊急事態が全く生じえない活動とは言い切れない。 ・2 ①～④の手段による（保険がなく、1の手段をとることができない。）
飛行機 （空域）	<ul style="list-style-type: none"> ・主宰者が航空機をチャーターした場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・2 ①～④の手段による （保険がなく、1の手段をとることができない。） ・主宰者がチャーターする航空機が加入する保険の対象が、機体、第三者賠償責任、搭乗者傷害、遭難救助費用、事業継続、貨物賠償のみであり、環境上の緊急事態を対象としていないため ※なお、主宰者が環境上の緊急事態に対し対応措置をとった場合は、通常、航空機会社に対し、かかった費用の償還を請求するものと思われる。

国内担保措置の円滑な実施のために作成が必要なガイドライン

1. 主宰者向けガイドライン

ガイドライン等	概要
確認申請に関する重要事項説明ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の機関以外の主宰者からの確認申請に係る指導時に、環境省担当官から主宰者に対して、A類型、B類型、C類型が発生しうること及びその内容（対応フロー）について説明。 ・ A類型については、国による（税金を使用して）対応措置をとることになるので、国民への周知が必要と考えられる（報道発表を想定）ところ、主宰者が「環境上の緊急事態」を生じさせた者として、情報が公になる可能性があることを説明する。 ・ 以上のことについて説明を受けた旨を書面で確認することを求める。
「南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれがある事件」の通報のガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「事件」についての通報の判断基準と具体的な連絡先を示す。
環境上の緊急事態の防止措置作成ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防止措置の記載内容の項目の詳細、標準的な記載例を整理したもの。 ・ 「合理的」である水準に達しているかの判断の考え方についても記載。
緊急時計画作成ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時計画の記載内容の項目の詳細、標準的な記載例を整理したもの。 ・ 「事件」に対応できる水準に達しているかの判断の考え方についても記載する。 ・ 特に日本船舶の場合にあっては、「事件」が発生した場合における、船長の主宰者への協力を確保することが重要。
対応措置実施ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故種ごとに、考える対応措置の内容及び事例をとりまとめたもの（対応措置の技術的な内容） ・ それぞれの対応措置について「効果的」か否かの考え方を整理したもの。
資金調達手段（金銭上の保証計画）作成ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭上の保証計画の記載内容の項目の詳細、標準的な例を整理したもの。

国内担保措置の円滑な実施のために作成が必要なガイドライン

2. 環境省及び関係省庁向けガイドライン

ガイドライン等	概要
環境上の緊急事態の判断の考え方に関するガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> 環境大臣が「環境上の緊急事態」に該当するか又はしないかについて、事案ごとの個別判断を円滑できるよう、事故の種類に応じて考え方を整理したもの。 明らかに該当する場合、明らかに該当しない場合についても、想定できる範囲で、例示する。
環境上の緊急事態及び「事件」対応協力ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> 「事件」の通報及び対応措置の実施が発生した場合及びの外務省、環境省、海上保安庁（日本船舶の場合）の連絡調整ルートについて整理 「環境上の緊急事態」に該当しないと環境大臣が判断する「事件」についての、他の締約国による対応措置希望の対応方針（国際協力） 「環境上の緊急事態」の発生時に、第5条3 (a)に基づく他の締約国からの通告があった場合の対応方針について整理。また、他の締約国による対応措置を受け入れた場合における環境省の連絡調整の役割 対応フローに存在しない場合における個別判断 など
とられるべきであった対応措置費用（C類型に係る支払責任金額）算定に関するガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> 算定方法は、次の例のとおり多様に想定され、対応措置がとられなかった環境上の緊急事態の様態に応じて、その都度検討するという、基本的な考え方を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ヒアリング（サルヴェージ会社、海上保安機関、専門家等） ○他の類似事例、関係事例の参照（油汚染事故、航空機事故の対応事例） ○見積取得（※可能な場合に限る。仮定の事例、想定の実例では見積を出すことができない場合が多いと想定） ○積算（サルヴェージ会社の持つ標準費用等を参考とする） 算定は、専門的な知見を要すると考えられることから、環境省の担当部局に、学識経験者等により構成される委員会を設けて検討することを記載。
納付金の国庫納入後の、基金への拠出に係る予算要求について	<ul style="list-style-type: none"> C類型に係る納付金が国庫に納付された後に、予算要求が行われ得ることについて確認。 国の主宰者が「環境上の緊急事態」を生じさせ、C類型に至り、基金に支払うことが必要になった場合についても、予算要求が行われうることについて、関係省庁間で文書により認識を確認。